

## IV 参 考 资 料

## 1 令和 4 年度の地方財政

### (1) 国の予算

「令和 4 年度予算編成の基本方針」(令和 3 年 12 月 3 日閣議決定)及び「令和 4 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和 3 年 12 月 23 日閣議了解、令和 4 年 1 月 17 日閣議決定)に基づいて、令和 3 年 12 月 24 日、令和 4 年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和 4 年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

#### ア 令和 4 年度予算の基本的な考え方

- (ア) 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、足元では新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
- (イ) このように先行き不透明な中、岸田内閣では、最悪の事態を想定しつつ水際対策を行うなど、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講じるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでいるところである。
- (ウ) まず、新型コロナウイルス感染症対応については、これまでも、感染状況や、企業や暮らしに与える影響に十分に目配りを行い、予備費なども活用して必要な対策を柔軟に行ってきたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)を策定したところであり、これを速やかに実行に移していく。

(エ) 経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げる。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期する。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。まずは、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組んでいく。

(オ) その上で、岸田内閣が目指すのは、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現である。

成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に全力で取り組む。しかし、分配なくして次の成長なし。成長の果実をしっかりと分配することで、初めて次の成長が実現する。

具体的には、科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する。

(カ) 加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。年代・目的に応じた、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る。2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む。

これまでにない速度で厳しさを増す国際情勢の中で、国民を守り抜き、地球規模の課題解決に向けて国際社会を主導するため、外交力や防衛力を強化する等、安全保障の強化に取り組む。

これまでの政府・与党の決定を踏まえた取組を着実に進めるとともに、財政の単年度主義の弊害を是正し、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む。

## イ 令和 4 年度予算編成についての考え方

- (ア)令和 4 年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、上記の基本的な考え方を踏まえる。
- (イ)具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する。
- (ウ)また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため㊦(オ)に掲げる成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分する。また、㊦(カ)のとおり、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障をしっかりと確保する。
- (エ)あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定。以下「骨太方針 2021」という。)における令和 4 年度予算編成に向けた考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とする。また、いわゆる「16 か月予算」の考え方で、令和 3 年度補正予算と、令和 4 年度当初予算を一体として編成する。その中で、単年度主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく。加えて、EBPM の仕組み等を活用し、適切かつ効果的な支出を推進する。

このような方針に基づいて編成された令和 4 年度一般会計歳入歳出概算の規模は 107 兆 5,964 億円で、前年度当初予算と比べると 9,867 億円増(0.9%増)となった。財政投融资計画の規模は 18 兆 8,855 億円で、前年度計画額と比べると 22 兆 201 億円減(53.8%減)となっている。

なお、令和 4 年度予算は、令和 4 年 1 月 17 日に第 208 回通常国会に提出され、同年 3 月 22 日に成立した。

また、「令和 4 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、令和 4 年度の国内総生産は 564.6 兆円程度、名目成長率は 3.6%程度、実質成長率は 3.2%程度となるものと見込まれた。

## (2) 地方財政計画

---

令和 4 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、骨太方針 2021 等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和 3 年 5 月 21 日に「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」及び同年 12 月 10 日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和 4 年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和 4 年度の地方財政計画を策定している。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和 4 年度地方税制改正では、商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 令和 4 年度の地方財源不足見込額 2 兆 5,559 億円については、令和 2 年度に講じた令和 4 年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債(財源対策債)を 7,600 億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算(「地方交付税法」(昭和 25 年法律第 211 号)附則第 4 条の 2 第 1 項の加算)により 154 億円増額する。

(c) 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 1 兆 7,805 億円発行する。

b 交付税特別会計借入金については、令和 4 年度から令和 6 年度までは各年度 5,000 億円を償還、令和 7 年度から令和 10 年度までは償還額を 1,000 億円ずつ増額し、令和 11 年度から令和 36 年度までは各年度 1 兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

c 上記の結果、令和 4 年度の地方交付税については、18 兆 538 億円(前年度比 6,153 億円、3.5%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(\*) (通常収支分)の規模は、10 兆 1,799 億円(普通会計分 7 兆 6,077 億円、公営企業会計等分 2 兆 5,722 億円)とする。

(エ) 地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「地域デジタル社会推進費」については、引き続き 2,000 億円(前年度同額)計上する。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円(前年度同額)計上する。

c 「地域社会再生事業費」については、引き続き 4,200 億円(前年度同額)計上する。

d 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設の脱炭素化の取組等を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について対象事業を拡充した上で、5,800

億円(前年度比 1,000 億円、20.8%増)を計上することとしており、全体で前年度に比し 1.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- g 一般行政経費(\*)に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## イ 東日本大震災分

### (ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担

分等を措置するため、1,069 億円を確保する。また、一般財源充当分として 4 億円を計上する。

- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、15 億円(普通会計分 9 億円、公営企業会計等分 6 億円)とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 2,987 億円を計上する。

#### (イ)全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成 25 年度～令和 5 年度)による地方税の収入見込額として 768 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 254 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和 4 年度の地方財政計画は、[第 44 表](#)のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は 90 兆 5,918 億円で、前年度と比べると 7,858 億円増(0.9%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 2,987 億円で、前年度と比べると 341 億円減(10.2%減)、全国防災事業が 1,023 億円で、前年度と比べると 67 億円減(6.1%減)となっている。

第44表 令和4年度地方財政計画歳入歳出一覧（その1 通常収支分）

(単位 億円・%)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	412,305	382,704	29,601	7.7
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	412,305	380,802	31,503	8.3
	地 方 譲 与 税	25,978	18,462	7,516	40.7
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	25,978	18,219	7,759	42.6
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	3,577	△ 1,310	△ 36.6
	地 方 交 付 税	180,538	174,385	6,153	3.5
	国 庫 支 出 金	148,826	147,631	1,195	0.8
	地 方 債	76,077	112,407	△ 36,331	△ 32.3
	うち臨時財政対策債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
	うち財源対策債	7,600	7,700	△ 100	△ 1.3
	使用料及び手数料	15,729	15,487	242	1.6
	雑 収 入	44,456	43,754	702	1.6
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 4	△ 2	△ 2	100.0
	全国防災事業一般財源充当分	△ 254	△ 345	91	△ 26.4
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
一 般 財 源	638,635	633,577	5,058	0.8	
( 猶 予 特 例 分 除 き )	638,635	631,432	7,203	1.1	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	620,135	622,077	△ 1,942	△ 0.3	
( 猶 予 特 例 分 除 き )	620,135	619,932	203	0.0	
歳 出	給 与 関 係 経 費	199,644	201,540	△ 1,896	△ 0.9
	退 職 手 当 以 外	185,283	186,816	△ 1,533	△ 0.8
	退 職 手 当	14,361	14,724	△ 363	△ 2.5
	一 般 行 政 経 費	414,433	408,824	5,609	1.4
	補 助	234,578	229,416	5,162	2.3
	単 独	148,667	148,296	371	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,988	14,912	76	0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,000	2,000	0	0.0
	公 債 費	114,259	117,799	△ 3,540	△ 3.0
	( 猶 予 特 例 債 除 き )	114,259	115,654	△ 1,395	△ 1.2
	維 持 補 修 費	14,948	14,694	254	1.7
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0	0.0
	投 資 的 経 費	119,785	119,273	512	0.4
	直 轄 ・ 補 助	56,648	57,136	△ 488	△ 0.9
	単 独	63,137	62,137	1,000	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,800	4,800	1,000	20.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,349	24,430	△ 81	△ 0.3
	企業債償還費普通会計負担分	14,398	14,718	△ 320	△ 2.2
	そ の 他	9,951	9,712	239	2.5
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,500	11,500	7,000	60.9
	計	905,918	898,060	7,858	0.9
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	887,418	886,560	858	0.1
地 方 一 般 歳 出 ( * )	758,761	754,043	4,718	0.6	

第44表 令和4年度地方財政計画歳入歳出一覧（その2 東日本大震災分）

（単位 億円・%）

(1) 復旧・復興事業

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	1,069	1,326	△ 257	△ 19.4
	一般財源充当分	4	2	2	100.0
	国庫支出金	1,822	1,913	△ 91	△ 4.8
	地方債入	9	8	1	12.5
	雑収入	83	79	4	5.1
計		2,987	3,328	△ 341	△ 10.2
歳 出	給与関係経費	58	65	△ 7	△ 10.8
	一般行政経費	1,418	1,686	△ 268	△ 15.9
	補助費	921	1,003	△ 82	△ 8.2
	単独費	497	683	△ 186	△ 27.2
	公債費	83	79	4	5.1
	投資的経費	1,428	1,497	△ 69	△ 4.6
	直轄・補助	1,426	1,410	16	1.1
	単独金	2	87	△ 85	△ 97.7
公営企業繰出金	0	1	△ 1	△ 100.0	
計		2,987	3,328	△ 341	△ 10.2

(2) 全国防災事業

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方税	768	744	24	3.2
	一般財源充当分	254	345	△ 91	△ 26.4
	雑収入	1	1	0	0.0
計		1,023	1,090	△ 67	△ 6.1
歳 出	公債費	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1
	計	1,023	1,090	△ 67	△ 6.1

また、令和4年度の地方債計画の規模は、通常収支分が10兆1,799億円（普通会計分7兆6,077億円、公営企業会計等分2兆5,722億円）で、前年度と比べると3兆4,574億円減（25.4%減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が15億円（普通会計分9億円、公営企業会計等分6億円）で、前年度と比べると4億円増（36.4%増）となっている。

### (3) 令和 4 年度一般会計予備費等の使用及び補正予算

---

#### ア 令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等の使用とそれに伴う財政措置等

##### (ア) 予備費の使用

令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和 4 年度一般会計予備費の使用が令和 4 年 4 月 28 日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において 1 兆 1,170 億円、一般会計予備費において 3,940 億円が計上された。

##### (イ) 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

##### (ウ) 一般会計予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用により追加される中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(なりわい再建支援事業)については、地方負担額の 95%を特別交付税により措置することとした。

##### (エ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設等

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、令和 3 年度補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち留保されていた 2,000 億円及びこの予備費で計上された 8,000 億円の合計 1 兆円の活用により「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設することとされた。また、このうち、8,000 億円を先行交付し、残りの 2,000 億円については、今後のコロナ禍における原油価格・物価、感染状況や地域経済の状況等を踏まえて追加交付することとされた。

このほか、全額国費により、子育て世帯生活支援特別給付金の給付(2,043億円)等に係る事業を計上することとされた。

## イ 令和4年度一般会計予備費の使用とそれに伴う財政措置

### (ア) 予備費の使用

令和4年度一般会計予備費について、令和4年8月26日に84億円の使用が閣議決定された。

### (イ) 予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用により追加される中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(なりわい再建支援事業)については、地方負担額の95%を特別交付税により措置することとした。

## ウ 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用

令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費について、令和4年9月20日に3兆4,847億円の使用が閣議決定された。

この予備費で計上された4,000億円及び令和4年4月28日付で閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費8,000億円のうち留保されていた2,000億円の合計6,000億円の活用により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設することとされた。

このほか、全額国費により、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等(8,540億円)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額(8,266億円(医療分))等に係る事業を計上することとされた。

## エ 令和 4 年度補正予算(第 2 号)とそれに伴う財政措置等

### (ア)令和 4 年度補正予算(第 2 号)

令和 4 年度補正予算(第 2 号)は、令和 4 年 11 月 8 日に閣議決定、同年 11 月 21 日に第 210 回臨時国会に提出され、同年 12 月 2 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、物価高騰・賃上げへの取組 7 兆 8,170 億円、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化 3 兆 4,863 億円、「新しい資本主義」の加速 5 兆 4,956 億円、防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保 7 兆 5,472 億円、今後への備え 4 兆 7,400 億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額 1 兆 774 億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税込 3 兆 1,240 億円、税外収入 6,731 億円、前年度剰余金受入 2 兆 2,732 億円、公債金 22 兆 8,520 億円(建設公債 2 兆 4,760 億円及び特例公債 20 兆 3,760 億円)が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和 4 年度補正予算(第 1 号)による補正後予算に対し、28 兆 9,222 億円増加し、139 兆 2,196 億円となった。

### (イ)令和 4 年度補正予算(第 2 号)に係る財政措置等

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

#### a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される令和 4 年度分の地方交付税の額 1 兆 9,211 億円(令和 3 年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額 1 兆 67 億円及び令和 4 年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額 9,144 億円)については、以下のとおり措置する。

- (a)普通交付税の調整額を復活するとともに、地方公共団体が「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和 4 年 10 月 28 日閣議決定)の事業や同経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、令和 4 年度の地方交付税を 4,970 億円(普通交付税 4,671 億円及び特別交付税 298 億円)増額交付する。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和 4 年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設するとともに、調整額を復活する。

これに伴い、普通交付税の再算定を行う。

(b) 残余の額 1 兆 4,242 億円については、令和 5 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法の一部を改正する法律案」を第 210 回臨時国会に提出し、令和 4 年 12 月 2 日に成立した(令和 4 年法律第 95 号)。

#### b 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じる。

(a) この補正予算により令和 4 年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

#### <1> 災害復旧事業債

##### I 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

##### II 災害対策債

(I) なりわい再建支援事業(地方公共団体が補助する経費の 2/3 を国が補助する場合)に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(II) 災害廃棄物処理事業については、地方負担額の 80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の 57%を特別交付税により措置する。

### III 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

### IV 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

#### <2> 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

(b)この補正予算により令和4年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり財政措置を講じる。

<1> ウィズコロナ下での感染症対応の強化として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

<2> 上記<1>以外の事業に係る地方負担については、上記a(a)の地方交付税の増額交付等の中で対応する。

#### c 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、ウィズコロナ下での感染症対応の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,500億円(うち国庫補助事業の地方負担分4,500億円、検査促進枠分3,000億円)増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額(1兆5,189億円(医療分))、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施(7,322億円)等に係る事業を計上することとされた。

## (4) 公営企業等に関する財政措置

---

### ア 公営企業

#### (ア) 通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和 4 年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 4,349 億円(前年度 2 兆 4,430 億円)を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 5,722 億円(前年度 2 兆 3,965 億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口 3 万人未満の地方公共団体においても令和 5 年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口 3 万人以上の地方公共団体は令和 3 年度から公営企業会計の適用を要件に加えている。

- b 水道事業については、多様な広域化を推進するため、各都道府県において令和 4 年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請しており、同プランの策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

- c 下水道事業については、施設の統廃合をはじめとした広域化を推進するため、各都道府県において令和 4 年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請しており、公共下水道・集落排水の流域下水道への統合や同一下水道事業内の処理区の統合に係る施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充するとともに、事業統合を行なった下水道事業に対する高資本費対策に係る地方交付税措置について、統合後の激変緩和措置の適用期間を拡充する。このほか、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。
- d 病院事業については、地方公共団体が、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和 4 年 3 月 29 日付け総務省自治財政局長通知別添)を踏まえて策定する「公立病院経営強化プラン」に基づき、公立病院の経営強化に取り組めるよう、公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債(特別分)を拡充・延長するとともに、公立病院等の医師派遣等に係る特別交付税措置について、看護師等医療従事者の派遣及び診療所への派遣の追加、派遣元病院に対する措置の拡充を行う。

また、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げるとともに、令和 3 年度に講じた不採算地区病院等に対する特別交付税措置の拡充を令和 4 年度においても継続する。

### (イ)東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において 0.33 億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 6 億円を計上する。

### イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア)都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計(以下「都道府県国保」という。)に繰り入れられる都道府県繰入金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,187億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ)国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,389億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ)国保被保険者のうち未就学児に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(40億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ)低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(1,295億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ)高額医療費負担金(3,682億円)については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2)を負担することとし、地方負担(920億円)について地方交付税措置を講じる。
- (カ)国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (キ)国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(476億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3)を負担することとし、地方負担(159億円)について地方交付税措置を講じる。

## ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア)保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割 2 割・5 割・7 割軽減)ため、都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く。)が負担(都道府県 3/4、市町村 1/4)することとし、その所要額(3,412 億円)について地方交付税措置を講じる。

(イ)高額医療費負担金(3,723 億円)については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、後期高齢者医療広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(931 億円)について地方交付税措置を講じる。

(ウ)財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(201 億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、後期高齢者医療広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(67 億円)について地方交付税措置を講じる。

(エ)後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村(一部事務組合等を除く。)の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

年度	区分	地方財政計画		国の一般会計予算	
		歳出総額	一般行政経費	歳出総額	一般歳出
昭和30		1.6	—	△ 0.8	△ 2.9
31		6.4	—	4.4	4.8
32		9.7	—	9.9	9.7
33		7.9	—	15.4	11.6
34		7.8	—	8.2	9.2
35		15.3	13.3	10.6	12.9
36		24.4	21.4	24.4	23.8
37		19.5	20.8	24.3	22.5
38		15.3	16.2	17.4	14.9
39		19.2	21.3	14.2	18.0
40		15.1	15.1	12.4	12.8
41		14.5	11.9	17.9	20.4
42		15.4	18.4	14.8	12.0
43		17.5	22.3	17.5	14.9
44		18.5	11.4	15.8	13.3
45		18.9	18.1	18.0	16.9
46		19.6	19.6	18.4	17.4
47		20.9	18.9	21.8	25.2
48		23.8	24.2	24.6	22.5
49		19.4	24.0	19.7	19.0
50		24.1	25.0	24.5	23.2
51		17.2	14.3	14.1	18.8
52		14.2	14.1	17.4	14.5
53		19.1	19.4	20.3	19.2
54		13.0	11.7	12.6	13.9
55		7.3	7.8	10.3	5.1
56		7.0	6.8	9.9	4.3
57		5.6	4.8	6.2	1.8
58		0.9	△ 1.5	1.4	△ 0.0
59		1.7	1.4	0.5	△ 0.1
60		4.6	3.8	3.7	△ 0.0
61		4.6	4.6	3.0	△ 0.0
62		2.9	1.8	0.0	△ 0.0
63		6.3	3.0	4.8	1.2
平成元		8.6	6.4	6.6	3.3
2		7.0	4.5	9.6	3.8
3		5.6	7.6	6.2	4.7
4		4.9	8.1	2.7	4.5
5		2.8	6.3	0.2	3.1
6		5.9	1.3	1.0	2.3
7		2.0	4.4	△ 2.9	3.1
8		3.4	4.1	5.8	2.4
9		2.1	2.7	3.0	1.5
10		0.0	2.9	0.4	△ 1.3
11		1.6	4.2	5.4	5.3
12		0.5	2.3	3.8	2.6
13		0.4	4.5	△ 2.7	1.2
14		△ 1.9	1.0	△ 1.7	△ 2.3
15		△ 1.5	1.1	0.7	0.1
16		△ 1.8	4.1	0.4	0.1
17		△ 1.1	5.7	0.1	△ 0.7
18		△ 0.7	8.2	△ 3.0	△ 1.9
19		△ 0.0	4.0	4.0	1.3
20		0.3	1.4	0.2	0.7
21		△ 1.0	2.7	6.6	9.4
22		△ 0.5	8.0	4.2	3.3
23		0.5	4.7	0.1	△ 0.1
24		△ 0.8	1.0	△ 2.2	△ 3.5
25		0.1	2.2	2.5	2.9
26		1.8	4.4	3.5	3.2
27		2.3	5.5	0.5	0.4
28		0.6	2.1	0.4	0.8
29		1.0	2.1	0.8	0.9
30		0.3	1.3	0.3	0.9
令和元		3.1	3.7	3.8	5.2
2		1.3	5.1	1.2	2.5
3		△ 1.0	1.3	3.8	5.4
4		0.9	1.4	0.9	0.7

※平成23年度から27年度までの国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

# 1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位: 億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	380,802	409,366	△ 28,564	△ 7.0	
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2	
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2	
	地 方 交 付 税	174,385	165,882	8,503	5.1	
	国 庫 支 出 金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0	
	地 方 債	112,407	92,783	19,625	21.2	
	うち臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5	
	うち財源対策債	7,700	7,700	0	0.0	
	使用料及び手数料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7	
	雑 収 入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1	
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7	
	全国防災事業一般財源充当分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0	
	計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0	
一 般 財 源	633,577	634,318	△ 741	△ 0.1		
( 猶 予 特 例 分 除 き )	631,432	634,318	△ 2,886	△ 0.5		
(水準超経費を除く交付団体ベース)	622,077	617,518	4,559	0.7		
( 猶 予 特 例 分 除 き )	619,932	617,518	2,414	0.4		
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7	
	退 職 手 当 以 外	186,816	187,553	△ 737	△ 0.4	
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9	
	一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	5,107	1.3	
	補 助	229,416	227,126	2,290	1.0	
	単 独	148,296	147,510	786	0.5	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2	
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0	
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0	
	地域デジタル社会推進費	2,000	-	2,000	皆増	
	公 債 費	117,799	116,979	820	0.7	
	( 猶 予 特 例 債 除 き )	115,654	116,979	△ 1,325	△ 1.1	
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6	
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	900	200	22.2	
	投 資 的 経 費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5	
	直 轄 ・ 補 助	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1	
	単 独	62,137	61,137	1,000	1.6	
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0	
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0	
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	1,000	33.3	
	公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1	
	企業債償還費普通会計負担分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8	
	そ の 他	9,712	9,804	△ 92	△ 0.9	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5		
計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0		
(水準超経費を除く交付団体ベース)	886,560	890,597	△ 4,037	△ 0.5		
地 方 一 般 歳 出	754,043	758,480	△ 4,437	△ 0.6		

## 2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

### (1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	一般財源充当分	2	86	△ 84	△ 97.7
	国庫支出金	1,913	5,065	△ 3,152	△ 62.2
	地方債	8	15	△ 7	△ 46.7
	雑収入	79	76	3	3.9
計		3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0
歳 出	給与関係経費	65	71	△ 6	△ 8.5
	一般行政経費	1,686	1,748	△ 62	△ 3.5
	補助	1,003	1,104	△ 101	△ 9.1
	単独	683	644	39	6.1
	公債費	79	75	4	5.3
	投資的経費	1,497	7,075	△ 5,578	△ 78.8
	直轄・補助	1,410	6,941	△ 5,531	△ 79.7
	単独	87	134	△ 47	△ 35.1
	公営企業繰出金	1	15	△ 14	△ 93.3
計		3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0

### (2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	744	756	△ 12	△ 1.6
	一般財源充当分	345	335	10	3.0
	雑収入	1	1	0	0.0
計		1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
歳 出	公債費	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
	計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

(参考)

## 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	383,448	410,122	△ 26,674	△ 6.5
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	381,546	410,122	△ 28,576	△ 7.0
	地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	18,219	26,086	△ 7,867	△ 30.2
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地 方 交 付 税	175,711	169,624	6,087	3.6
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,385	165,882	8,503	5.1
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
	国 庫 支 出 金	149,544	157,222	△ 7,678	△ 4.9
	地 方 債	112,415	92,798	19,618	21.1
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399	74.5
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,700	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
	雑 収 入	43,834	43,853	△ 19	△ 0.0
計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6	
一 般 財 源 ( 猶 予 特 例 分 除 き )	635,994	639,237	△ 3,243	△ 0.5	
	633,849	639,237	△ 5,388	△ 0.8	
歳 出	給 与 関 係 経 費	201,605	202,947	△ 1,342	△ 0.7
	退 職 手 当 以 外	186,881	187,624	△ 743	△ 0.4
	退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
	一 般 行 政 経 費	410,510	405,465	5,045	1.2
	補 助	230,419	228,230	2,189	1.0
	単 独	148,979	148,154	825	0.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
	公 債 費	118,968	118,146	822	0.7
	( 猶 予 特 例 債 除 き )	116,823	118,146	△ 1,323	△ 1.1
	維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	900	200	22.2
	投 資 的 経 費	120,770	134,689	△ 13,919	△ 10.3
	直 轄 ・ 補 助	58,546	73,418	△ 14,872	△ 20.3
	単 独	62,224	61,271	953	1.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公 営 企 業 繰 出 金	24,431	24,957	△ 526	△ 2.1
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,718	15,138	△ 420	△ 2.8
	そ の 他	9,713	9,819	△ 106	△ 1.1
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5	
計	902,478	917,473	△ 14,995	△ 1.6	
地 方 一 般 歳 出	757,292	767,389	△ 10,097	△ 1.3	

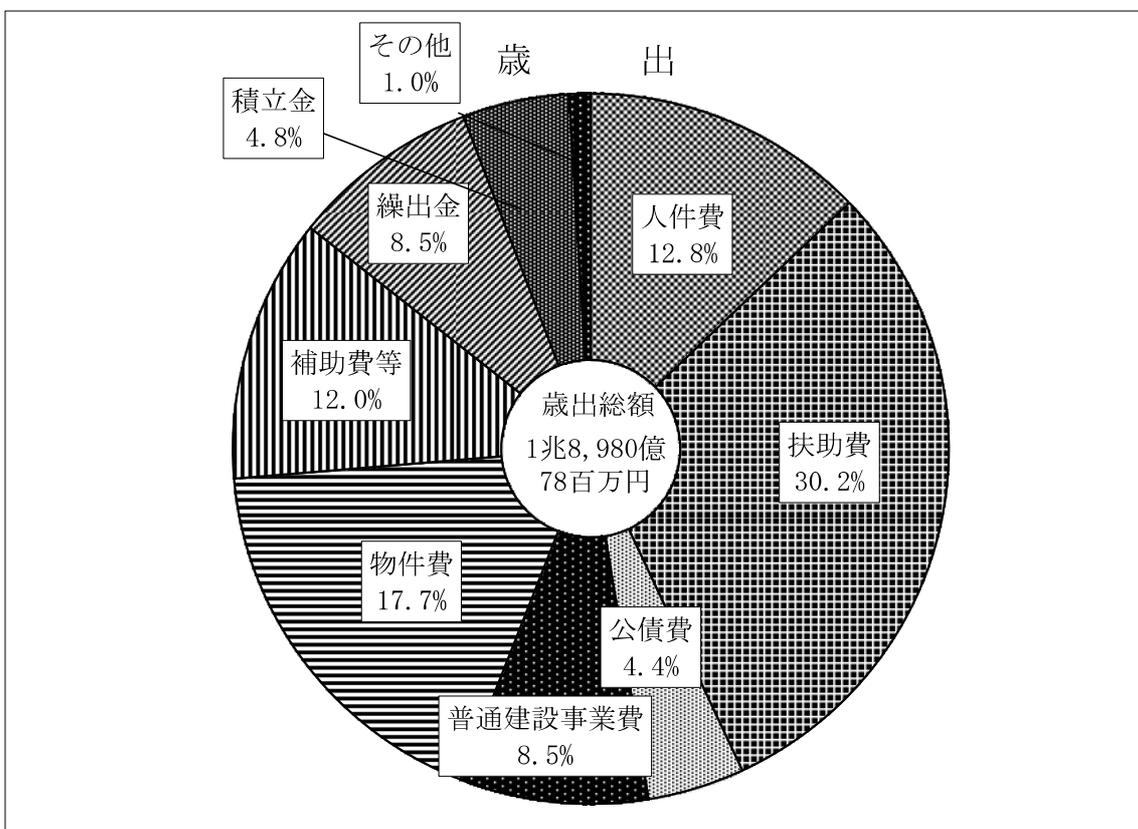
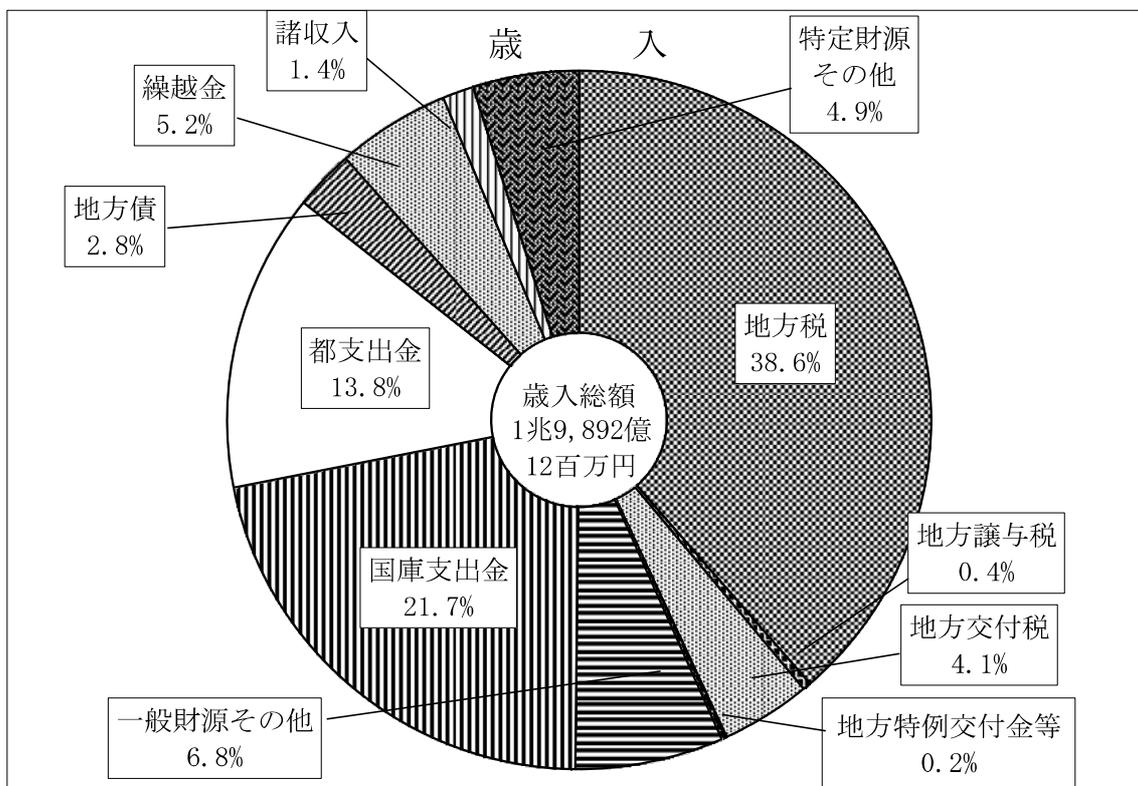
## 2 東京都市町村決算規模の推移等

### 東京都市町村決算規模の推移

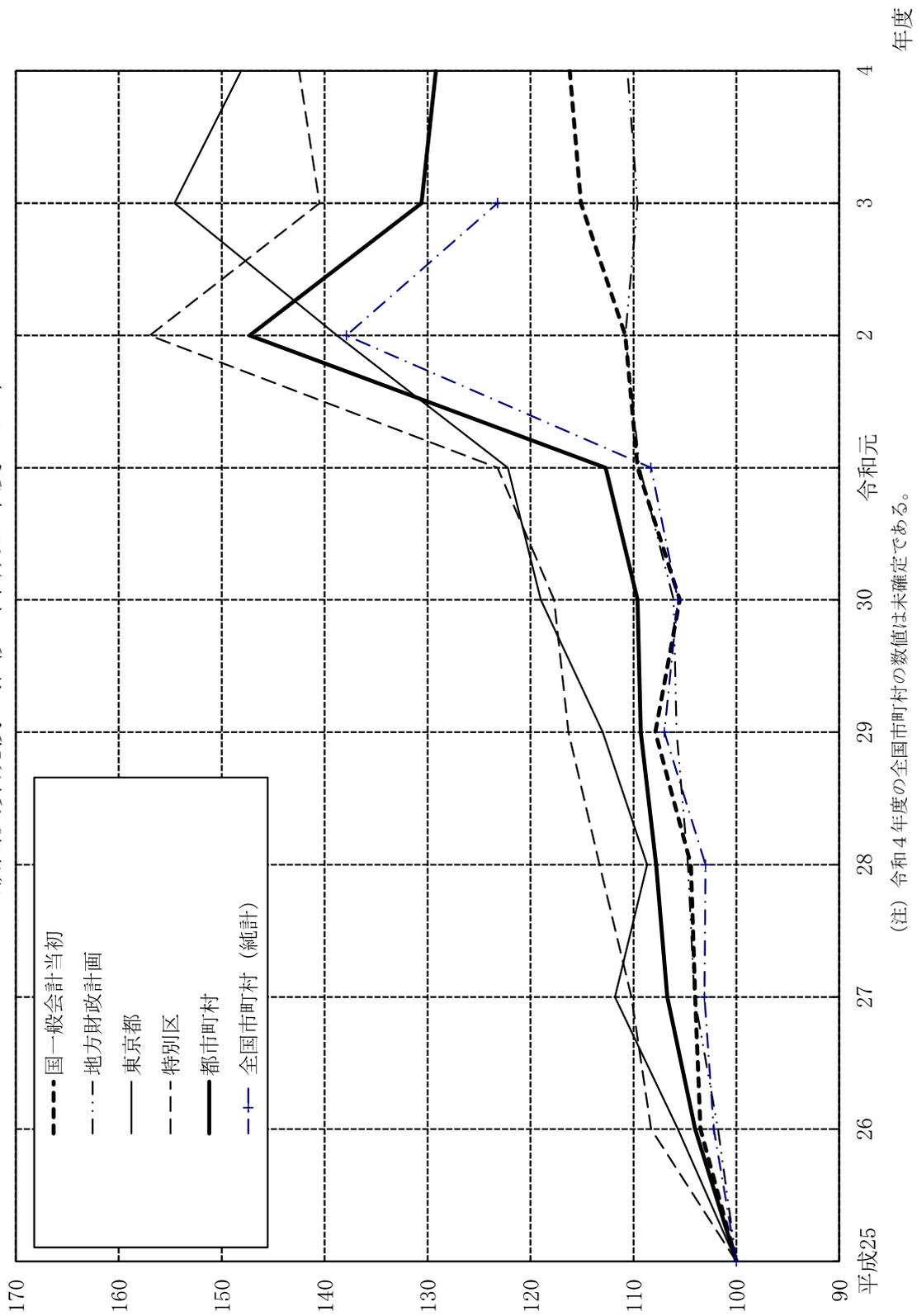
(単位：千円、%)

年度	歳入		歳出		年度	歳入		歳出	
		増減率		増減率			増減率		増減率
28	4,229,434	35.6	4,033,877	30.7	63	943,419,806	9.6	915,136,929	10.1
29	4,683,942	10.7	4,734,112	17.4	平成元	1,052,131,733	11.5	1,023,930,480	11.9
30	4,883,504	4.3	4,957,427	4.7	2	1,166,659,652	10.9	1,135,915,861	10.9
31	5,478,216	12.2	5,253,600	6.0	3	1,213,031,210	4.0	1,186,017,510	4.4
32	6,529,572	19.2	6,045,561	15.1	4	1,308,770,015	7.9	1,279,784,071	7.9
33	7,715,424	18.2	7,177,120	18.7	5	1,321,966,414	1.0	1,293,873,008	1.1
34	8,939,603	15.9	8,487,205	18.3	6	1,287,026,687	△ 2.6	1,256,549,566	△ 2.9
35	11,002,202	23.1	10,361,093	22.1	7	1,317,867,328	2.4	1,289,754,858	2.6
36	14,216,375	29.2	13,392,760	29.3	8	1,333,629,694	1.2	1,306,120,703	1.3
37	18,401,375	29.4	17,279,335	29.0	9	1,331,533,391	△ 0.2	1,306,753,639	0.0
38	22,570,277	22.7	21,475,635	24.3	10	1,325,697,121	△ 0.4	1,285,906,479	△ 1.6
39	28,585,520	26.7	27,398,556	27.6	11	1,351,322,366	1.9	1,324,684,695	3.0
40	35,395,309	23.8	33,600,188	22.6	12	1,290,452,473	△ 4.5	1,258,366,335	△ 5.0
41	43,775,543	23.7	42,232,783	25.7	13	1,304,202,796	1.1	1,269,844,481	0.9
42	51,782,172	18.3	49,690,789	17.7	14	1,286,203,385	△ 1.4	1,261,569,738	△ 0.7
43	62,535,841	20.8	59,519,082	19.8	15	1,267,707,391	△ 1.4	1,240,437,077	△ 1.7
44	82,755,799	32.3	78,157,847	31.3	16	1,281,965,092	1.1	1,252,358,087	1.0
45	106,244,187	28.4	101,825,392	30.3	17	1,285,902,300	0.3	1,254,251,198	0.2
46	140,006,897	31.8	136,082,392	33.6	18	1,316,343,961	2.4	1,279,578,945	2.0
47	172,793,365	23.4	167,535,463	23.1	19	1,347,001,552	2.3	1,313,542,819	2.7
48	233,889,079	35.4	226,335,866	35.1	20	1,402,252,037	4.1	1,317,801,510	0.3
49	307,000,896	31.3	300,429,502	32.7	21	1,476,385,341	5.3	1,430,863,385	8.6
50	337,553,068	10.0	330,548,239	10.0	22	1,509,336,246	2.2	1,470,364,581	2.8
51	365,830,279	8.4	356,430,761	7.8	23	1,509,841,674	0.0	1,465,147,905	△ 0.4
52	412,913,918	12.9	404,418,117	13.5	24	1,508,328,836	△ 0.1	1,464,870,331	△ 0.0
53	471,465,515	14.2	460,008,046	13.7	25	1,520,500,716	0.8	1,469,265,616	0.3
54	509,051,705	8.0	494,901,192	7.6	26	1,575,847,694	3.6	1,528,697,708	4.0
55	555,604,112	9.1	542,858,527	9.7	27	1,624,112,618	3.1	1,567,662,706	2.5
56	607,155,110	9.3	594,969,512	9.6	28	1,632,104,181	0.5	1,584,526,724	1.1
57	649,955,956	7.0	633,228,562	6.4	29	1,654,627,024	1.4	1,600,531,933	1.0
58	680,493,260	4.7	660,961,459	4.4	30	1,660,825,385	0.4	1,610,359,554	0.6
59	706,367,755	3.8	688,578,927	4.2	令和元	1,706,855,935	2.8	1,655,437,635	2.8
60	725,853,189	2.8	706,270,799	2.6	2	2,238,729,443	31.2	2,163,737,825	30.7
61	783,318,308	7.9	758,811,170	7.4	3	2,023,621,268	△ 9.6	1,919,417,659	△ 11.3
62	860,403,187	9.8	831,096,927	9.5	4	1,989,211,901	△ 1.7	1,898,077,661	△ 1.1

## 令和4年度 市町村普通会計決算

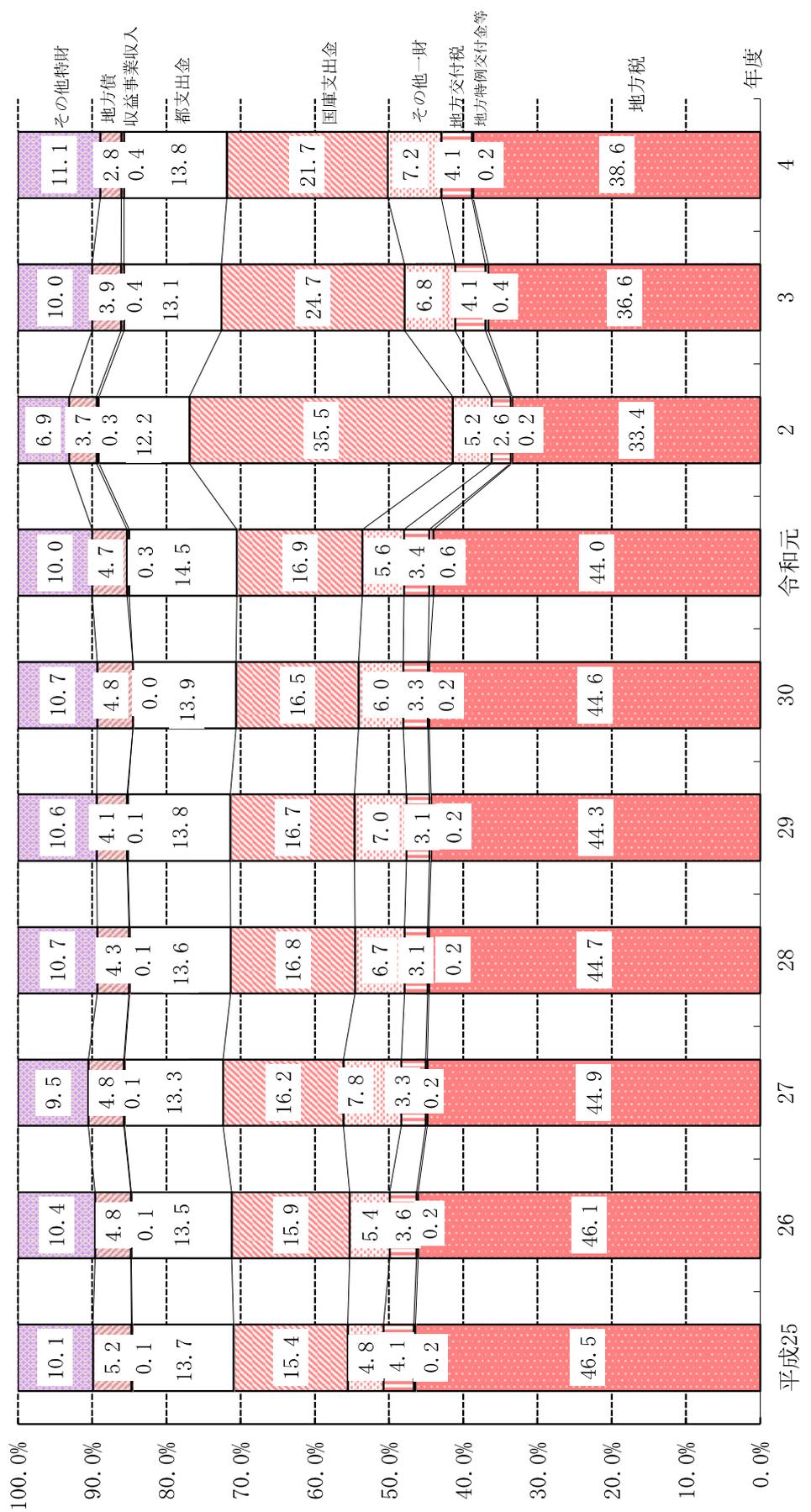


歳出決算規模の推移 (平成25年度=100)

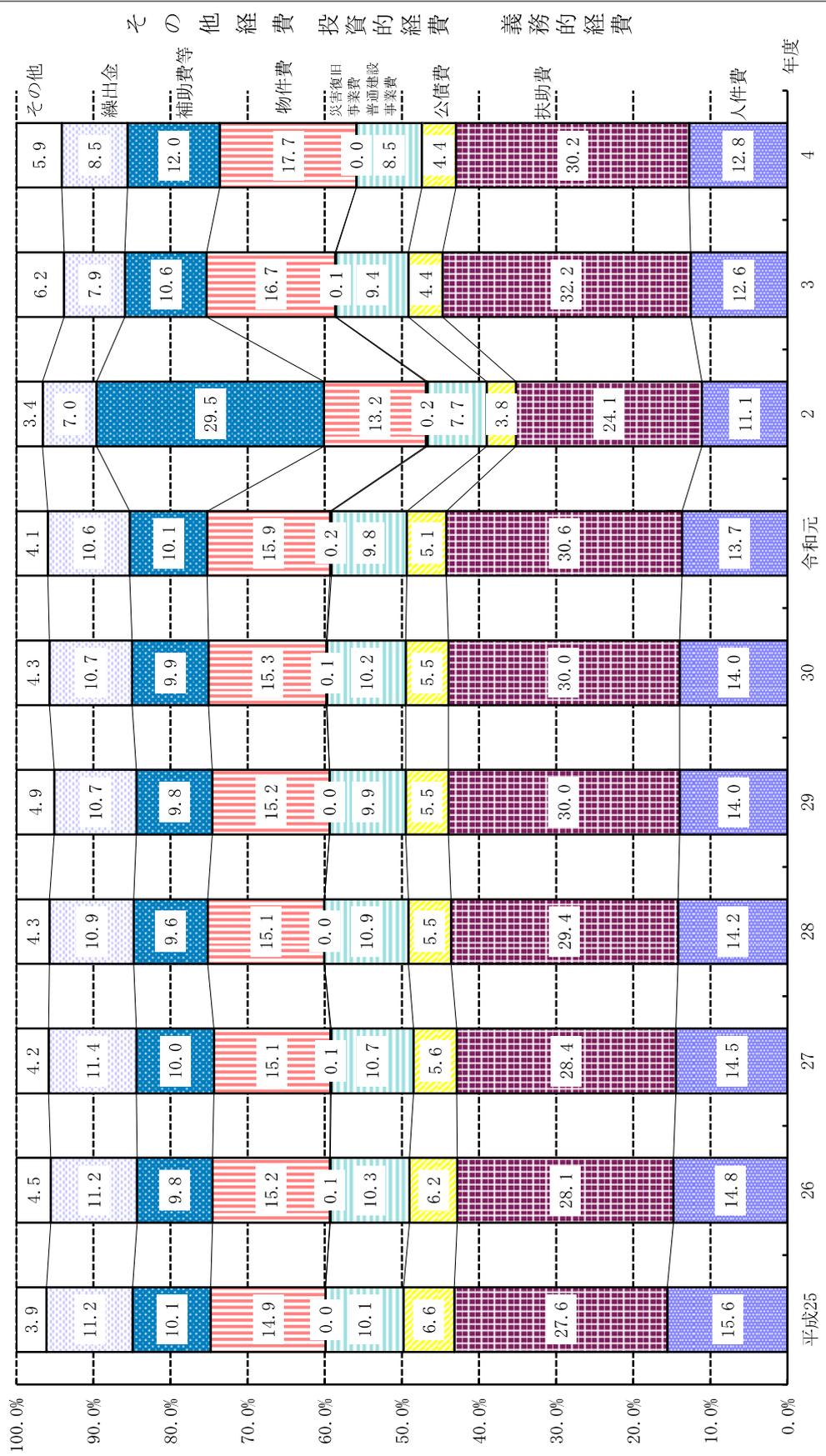


(注) 令和4年度の全国市町村の数値は未確定である。

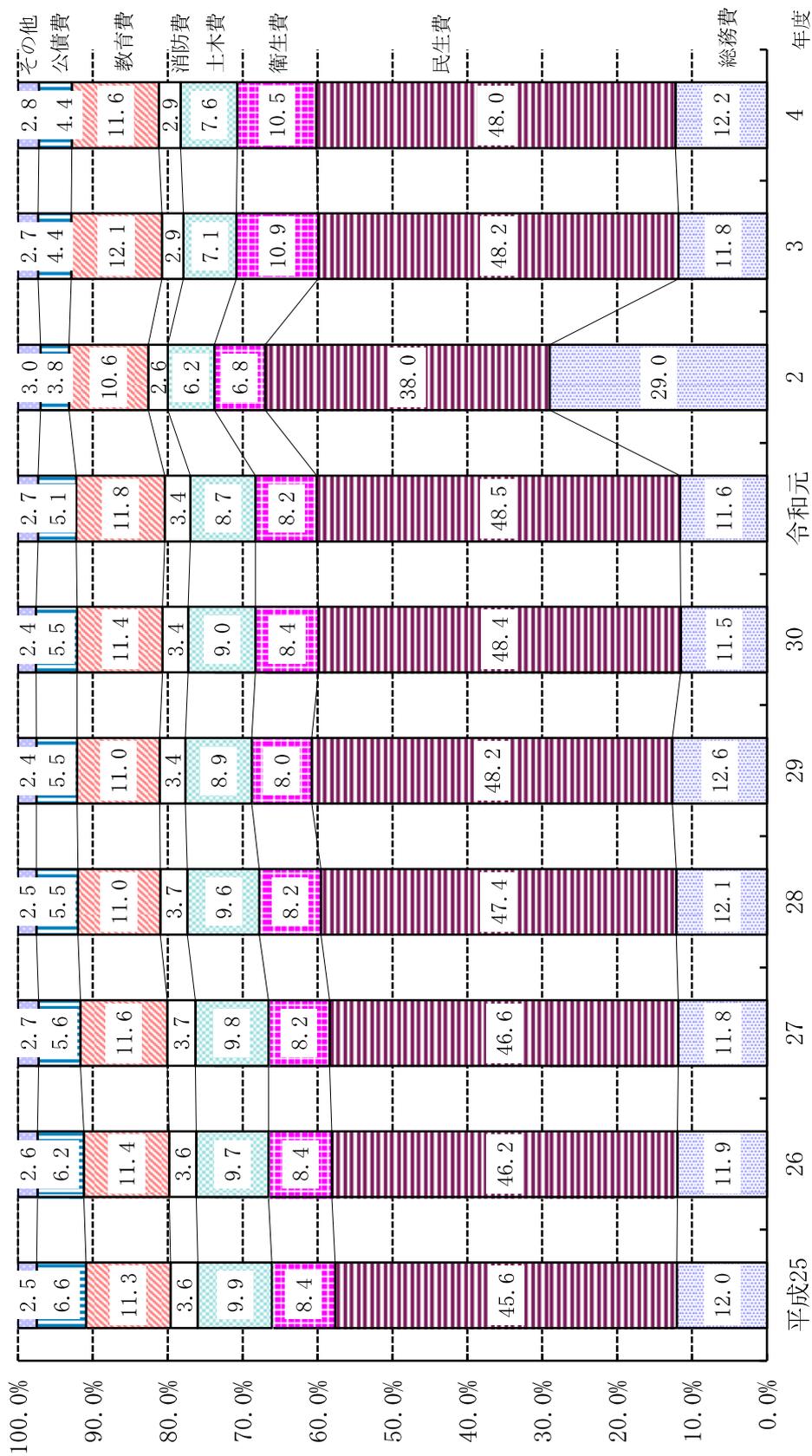
歳入項目別構成比の推移



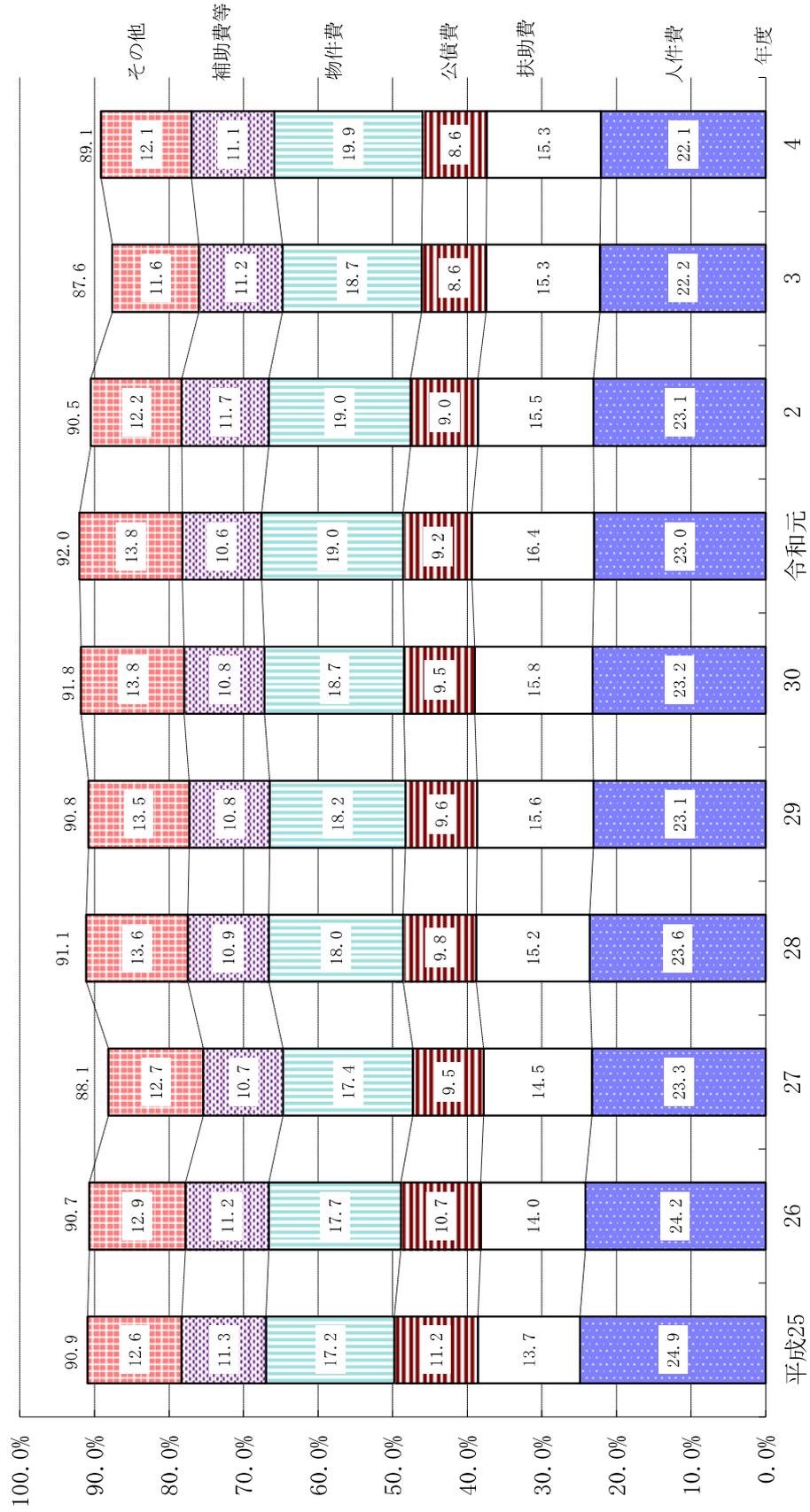
# 性質別歳出構成比の推移



目的別歳出構成比の推移

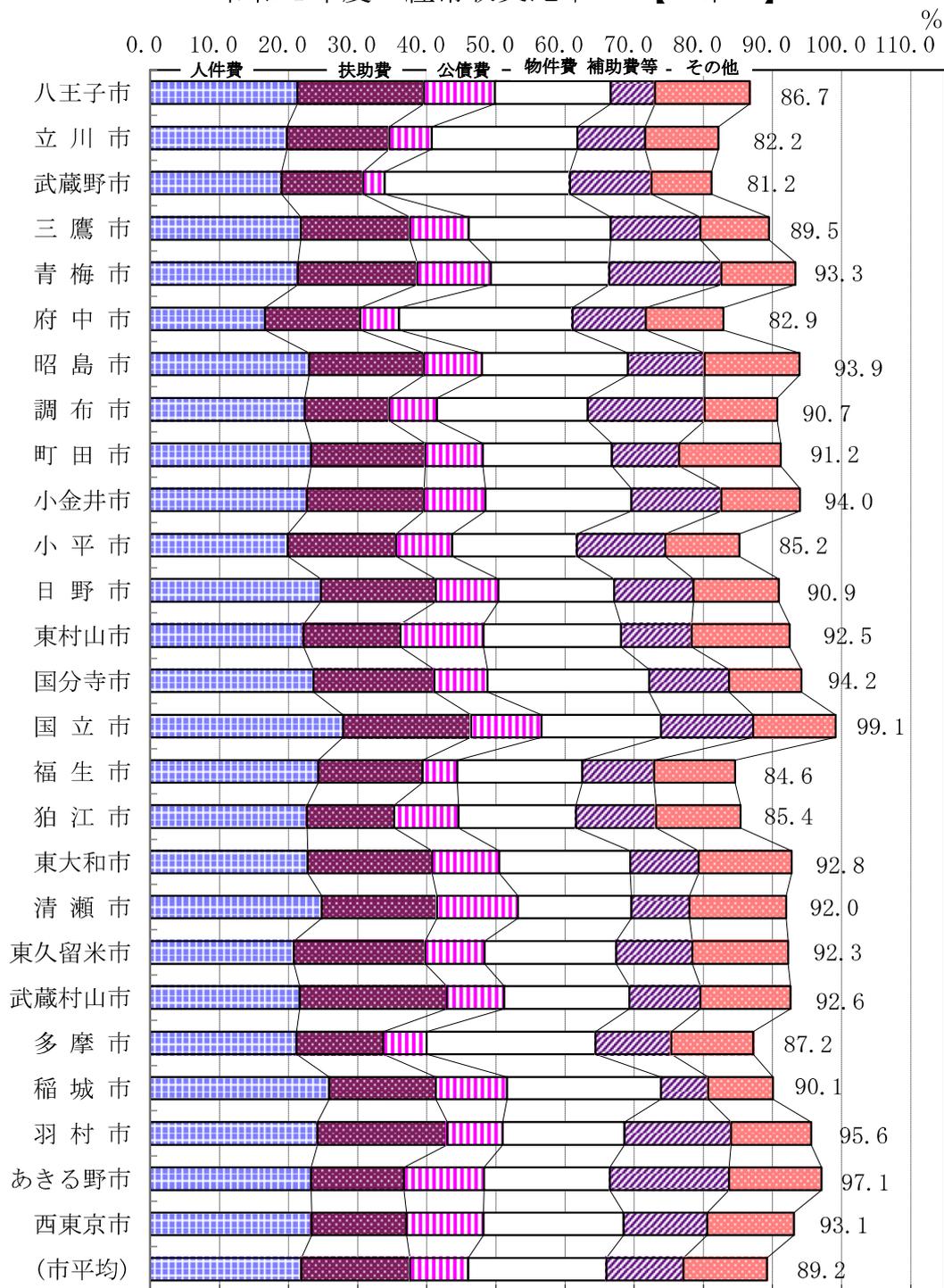


### 経常収支比率の推移

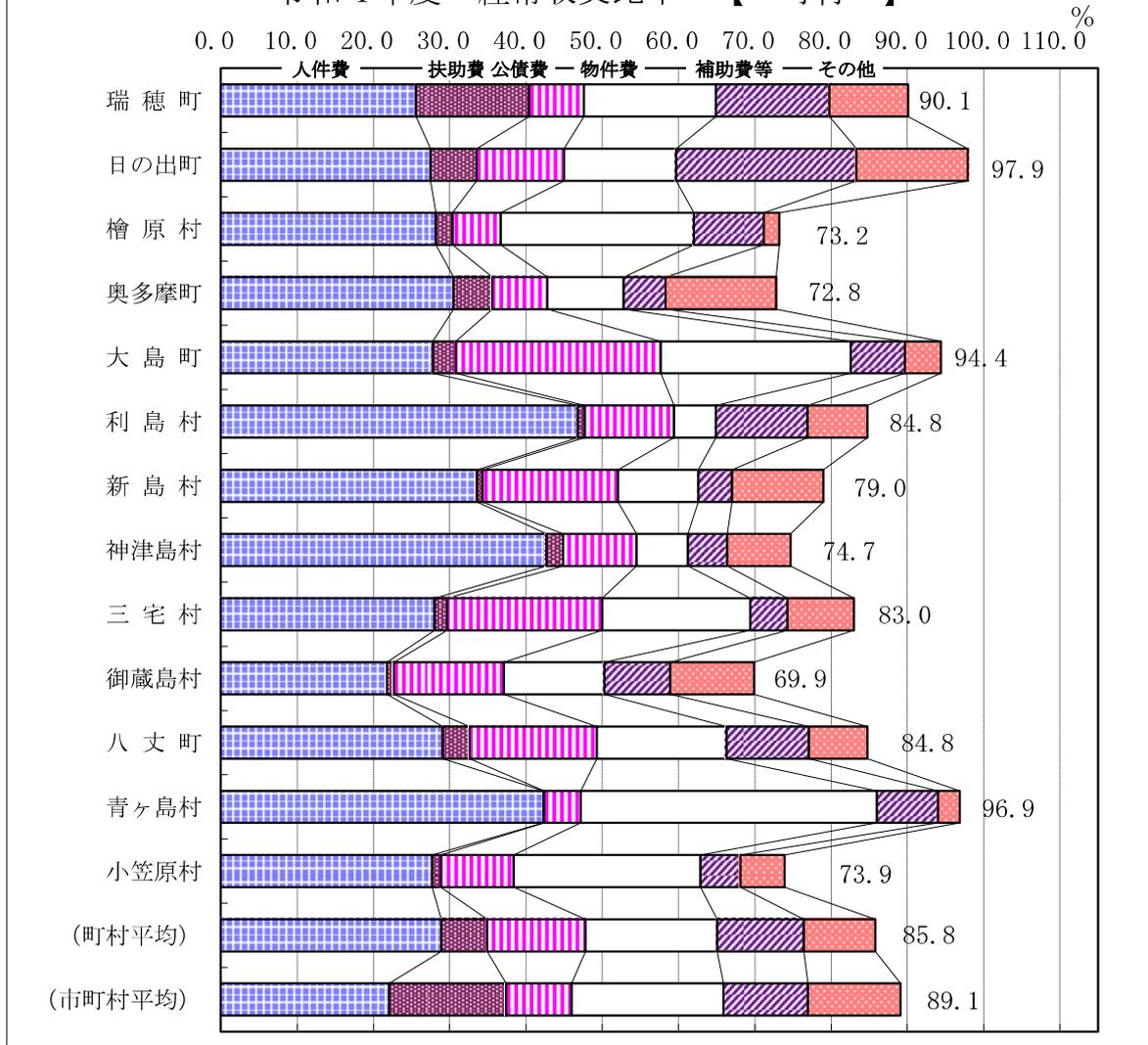


※平成13年度以降は、減収補填債（特例分）、猶予特例債（令和2・3年度のみ発行可能）及び臨時財政対策債の発行額を経常一般財源等に加えて算出した率である。

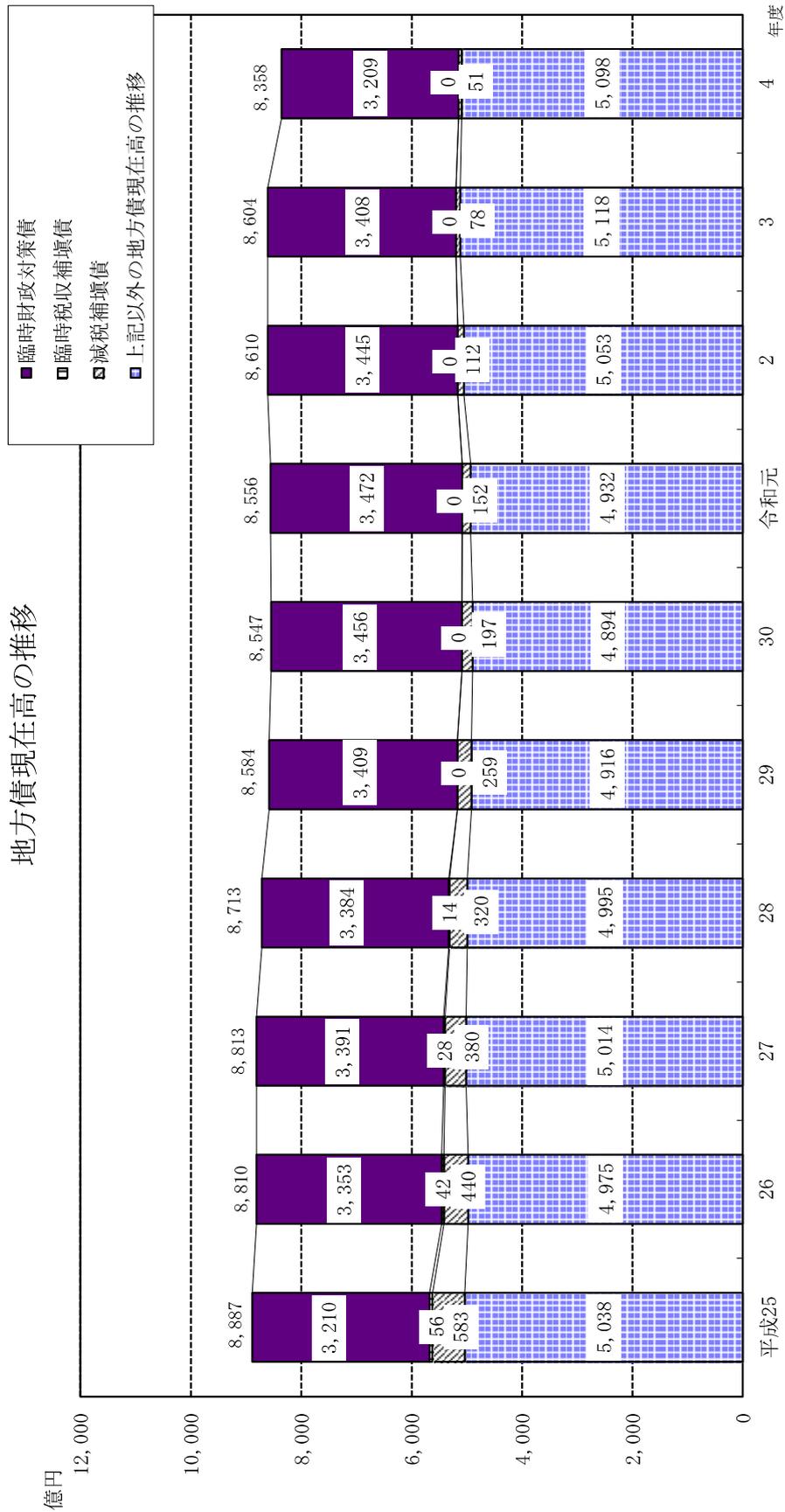
### 令和4年度 経常収支比率 【市】



### 令和4年度 経常収支比率 【 町村 】

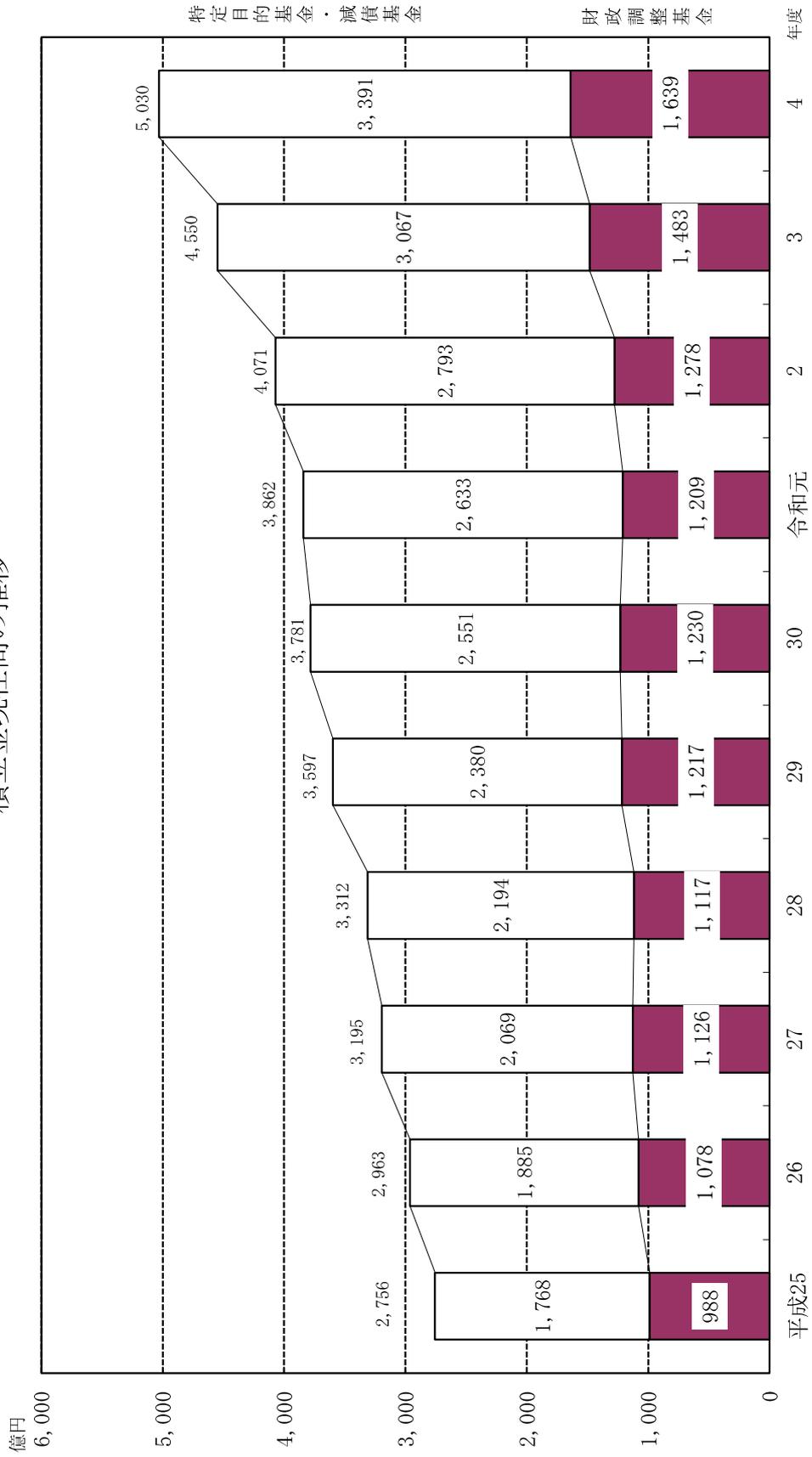


### 地方債現在高の推移



注：現在高は、特定資金公共事業債（NTT債）分を除いた数値である。

### 積立金現在高の推移



## 令和4年度 東京都市町村普通会計決算の概要

### 1 総括

- 令和4年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、歳入が1.7%の減、歳出が1.1%の減となり（表1）、歳入、歳出ともに前年度に引き続き減となった。
- 決算収支では、実質収支が16.6%減の782億18百万円となったものの（表1）、昭和53年度以降45年連続して、全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、物件費の増加などにより、1.5ポイント増の89.1%となった（表2）。
- 令和4年度決算では、地方債現在高が減少し、積立金現在高が増加したものの（表3）、今後は、待ったなしとなっている少子化対策、公共施設の老朽化対策、脱炭素化への対応など多岐に渡る課題に対する市町村の財政需要の増大が想定される。
- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、原油・原材料価格等の物価高騰の影響などにより、今後も財政状況の見通しが難しい状況が続くことから、市町村は財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うことが求められている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
歳入総額	1,989,212	2,023,621	△ 34,409	△ 1.7
歳出総額	1,898,078	1,919,418	△ 21,340	△ 1.1
実質収支	78,218	93,756	△ 15,538	△ 16.6

（表2）財政指標の状況

（単位：%）

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
実質収支比率	8.6	10.3	△ 1.7
経常収支比率	89.1	87.6	1.5

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	835,754	860,415	△ 24,661	△ 2.9
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	500,830	467,350	33,479	7.2
積立金現在高 C	503,038	455,034	48,004	10.5
将来にわたる財政負担 A + B - C	833,546	872,731	△ 39,185	△ 4.5
対標準財政規模比	91.1	96.3		

- ※ 本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
- ※ 増減については、特段の記載がない限り、前年度数値と比較している。
- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
- ※ 各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】 総務局行政部市町村課  
【電 話】 直 通： 03 - 5388 - 2432

## 2 決算規模及び収支

### (1) 決算規模

- 東京都市町村の令和4年度普通会計決算は、歳入総額1兆9,892億12百万円、歳出総額1兆8,980億78百万円となった。
- 決算規模は、歳入は1.7%の減、歳出は1.1%の減となり、歳入、歳出ともに前年度に引き続き減となった。

### (2) 収支

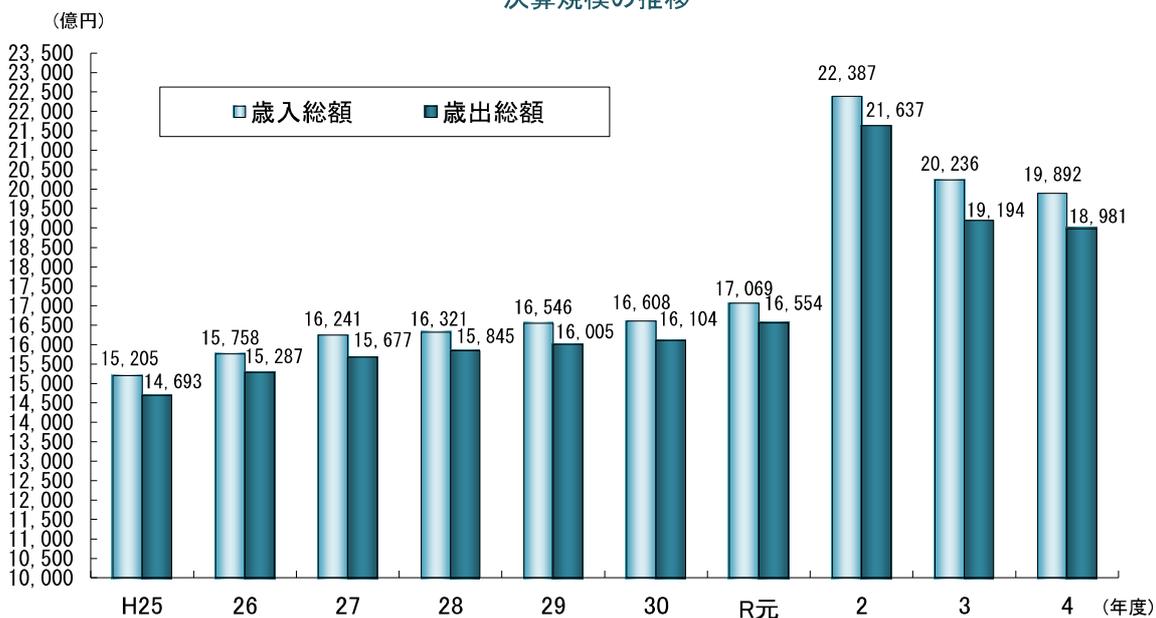
- 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、16.6%減の782億18百万円となったものの、昭和53年度以降45年連続して、全団体黒字となった。
- 実質収支から前年度実質収支を除いた単年度収支は、155億38百万円の赤字で、積立金や繰上償還金等を考慮した実質単年度収支は、2億97百万円の黒字となった。

(表4) 決算規模及び収支

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
歳入総額 A	1,989,212	2,023,621	△ 34,409	△ 1.7
歳出総額 B	1,898,078	1,919,418	△ 21,340	△ 1.1
形式収支 A-B=C	91,134	104,204	△ 13,069	△ 12.5
翌年度に繰り越すべき財源 D	12,917	10,448	2,469	23.6
実質収支 C-D=E	78,218	93,756	△ 15,538	△ 16.6
単年度収支 (実質収支-前年度実質収支) F	△ 15,538	29,322	△ 44,860	△ 153.0
積立金 G	37,212	30,230	6,982	23.1
繰上償還金 H	256	1,712	△ 1,457	△ 85.1
積立金取崩し額 I	21,632	11,051	10,581	95.7
実質単年度収支 F+G+H-I	297	50,213	△ 49,916	△ 99.4

決算規模の推移



### 3 歳入の状況

(1) 一般財源は、2.9%の増となった。

○ 地方税は、3.6%の増となり、令和元年度以降3年ぶりの増となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、所得割が3.2%の増となり、市町村民税全体では4.1%の増となった。

○ 地方特例交付金等は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少などにより、40.0%の減となった。

(2) 特定財源は、6.0%の減となった。

○ 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業の減少などにより、13.5%の減となった。

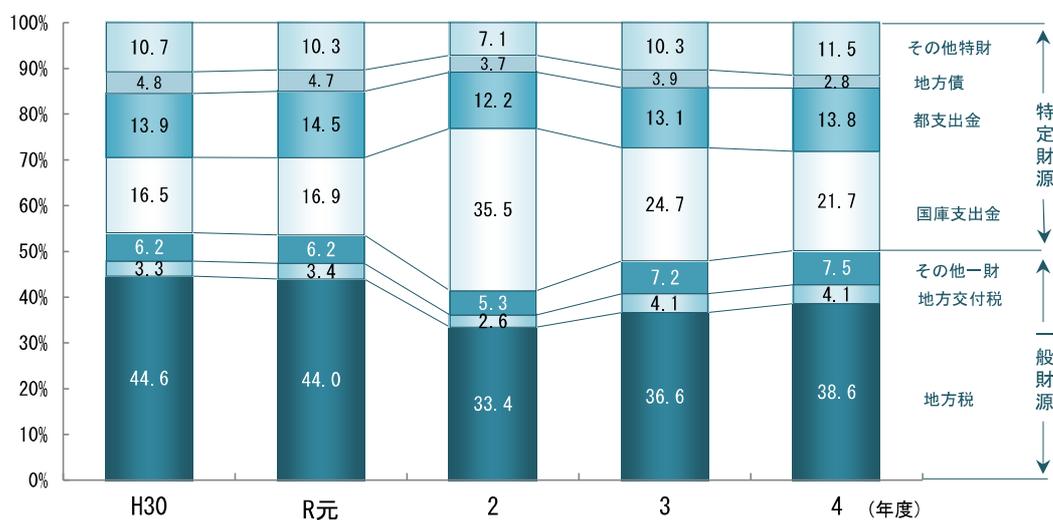
○ 地方債は、臨時財政対策債の減少などにより30.9%の減となった。

(表5) 歳入内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	1,989,212	100.0	2,023,621	100.0	△ 34,409	△ 1.7
一般財源	998,138	50.2	969,798	47.9	28,340	2.9
地方税	768,167	38.6	741,593	36.6	26,574	3.6
うち市町村民税	372,573	18.7	357,886	17.7	14,687	4.1
うち固定資産税	304,565	15.3	297,161	14.7	7,404	2.5
地方譲与税	7,459	0.4	7,328	0.4	131	1.8
各種交付金	135,480	6.8	128,928	6.4	6,552	5.1
地方特例交付金等	4,909	0.2	8,186	0.4	△ 3,276	△ 40.0
地方交付税	82,122	4.1	83,763	4.1	△ 1,641	△ 2.0
特定財源	991,074	49.8	1,053,823	52.1	△ 62,749	△ 6.0
国庫支出金	432,094	21.7	499,288	24.7	△ 67,194	△ 13.5
都支出金	274,638	13.8	265,056	13.1	9,582	3.6
地方債	55,096	2.8	79,676	3.9	△ 24,580	△ 30.9
繰越金	103,976	5.2	73,328	3.6	30,648	41.8
その他	125,271	6.3	136,476	6.7	△ 11,205	△ 8.2

歳入構成比の推移



#### 4 歳出の状況（性質別）

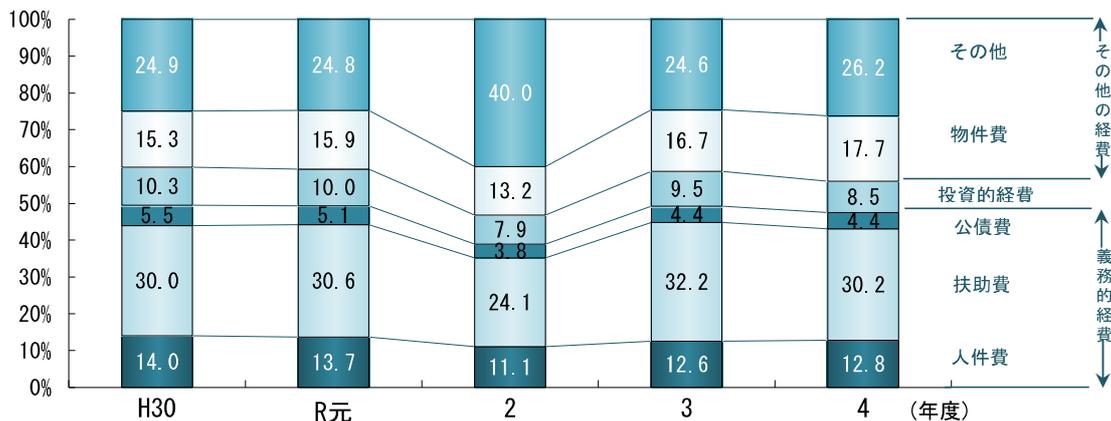
- (1) 義務的経費は、4.6%の減で、歳出全体に占める割合は、1.8ポイント減の47.4%となった。
- 人件費は、会計年度任用職員(パートタイム)に係る経費の増加などにより、0.6%の増となった。
  - 扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業の減少などにより、7.2%の減となった。
- (2) 投資的経費は、11.0%の減で、歳出全体に占める割合は、1.0ポイント減の8.5%となった。
- 普通建設事業費は、施設整備関係経費等の減少などにより、10.4%の減となった。
- (3) その他の経費は、5.3%の増で、歳出全体に占める割合は、2.7ポイント増の44.0%となった。
- 物件費は、委託料や光熱水費の増加などにより、4.8%の増となった。
  - 補助費等は、物価高騰対策に係る支援事業の増加などにより、12.1%の増となった。

(表6) 歳出内訳（性質別）

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,898,078	100.0	1,919,418	100.0	△ 21,340	△ 1.1
義務的経費	900,146	47.4	943,727	49.2	△ 43,581	△ 4.6
人件費	243,437	12.8	241,894	12.6	1,543	0.6
うち職員給	143,903	7.6	143,662	7.5	241	0.2
うち退職金	13,578	0.7	13,867	0.7	△ 288	△ 2.1
扶助費	573,502	30.2	617,920	32.2	△ 44,417	△ 7.2
公債費	83,207	4.4	83,914	4.4	△ 706	△ 0.8
投資的経費	162,191	8.5	182,240	9.5	△ 20,049	△ 11.0
うち普通建設事業費	161,557	8.5	180,408	9.4	△ 18,851	△ 10.4
うち補助事業費	53,933	2.8	61,612	3.2	△ 7,678	△ 12.5
うち単独事業費	106,314	5.6	114,994	6.0	△ 8,680	△ 7.5
その他の経費	835,741	44.0	793,451	41.3	42,290	5.3
物件費	336,256	17.7	320,878	16.7	15,378	4.8
補助費等	228,323	12.0	203,701	10.6	24,622	12.1
積立金	91,522	4.8	99,250	5.2	△ 7,728	△ 7.8
繰出金	162,151	8.5	152,523	7.9	9,628	6.3
その他	17,489	0.9	17,100	0.9	390	2.3

歳出(性質別)構成比の推移



## 5 歳出の状況（目的別）

東京都市町村における目的別歳出は、民生費、総務費、教育費、衛生費、土木費の順に大きく、この5項目で全体の約9割を占めている。

その主な特徴は、次のとおりである。

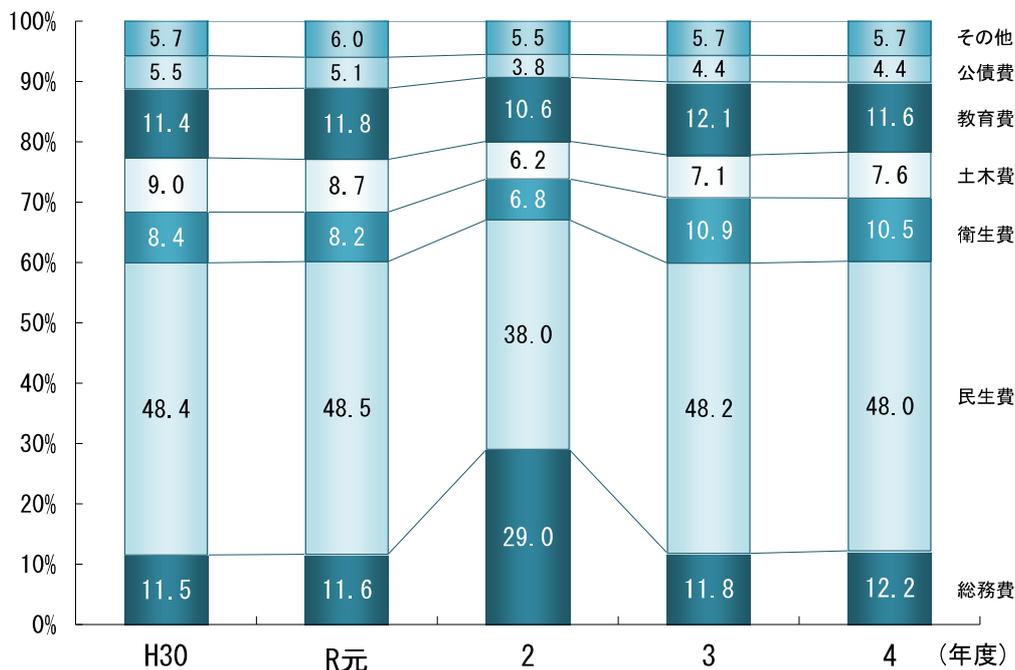
- (1) 民生費は、児童福祉費の減少などにより、1.4%の減となった。
- (2) 総務費は、財政調整基金への積立額の増加などにより、2.5%の増となった。
- (3) 教育費は、教育総務費の減少などにより、5.2%の減となった。
- (4) 衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費や衛生関係施設整備事業経費の減少などにより、4.2%の減となった。
- (5) 土木費は、道路や公園の整備等に係る経費の増加などにより、6.0%の増となった。

（表7）歳出内訳（目的別）

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度		令和3年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	1,898,078	100.0	1,919,418	100.0	△ 21,340	△ 1.1
総務費	232,351	12.2	226,594	11.8	5,757	2.5
民生費	912,005	48.0	925,043	48.2	△ 13,039	△ 1.4
衛生費	199,841	10.5	208,549	10.9	△ 8,707	△ 4.2
労働費	7,284	0.4	6,988	0.4	296	4.2
農林水産業費	7,063	0.4	7,049	0.4	14	0.2
商工費	26,186	1.4	25,096	1.3	1,090	4.3
土木費	144,927	7.6	136,722	7.1	8,205	6.0
消防費	54,256	2.9	55,236	2.9	△ 980	△ 1.8
教育費	219,475	11.6	231,563	12.1	△ 12,087	△ 5.2
公債費	83,208	4.4	83,914	4.4	△ 706	△ 0.8
その他	11,482	0.6	12,664	0.7	△ 1,183	△ 9.3

歳出（目的別）構成比の推移



## 6 財政指標

### (1) 実質収支比率

- 1.7ポイント減の8.6%となった。
- これは、主に実質収支が16.6%減少したことによるものである。

### (2) 経常収支比率

- 1.5ポイント増の89.1%となった。
- これは、分母である経常一般財源等が、地方税などが増加したことにより1.0%の増となったものの、分子である経常経費充当一般財源等が、物件費などが増加したことにより2.7%の増となったことによるものである。
- なお、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債を分母から除いた率で比較すると、0.1ポイント減の89.9%となっている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される実質公債費比率等は、速報値を9月下旬に公表する予定である。

(表8) 財政指標の推移

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質収支比率	(5.5)	(5.4)	(7.5)	(10.9)	(8.7)
	5.3	5.2	7.3	10.3	8.6
経常収支比率	(95.1)	(95.0)	(93.1)	(90.0)	(89.9)
	91.8	92.0	90.5	87.6	89.1

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

※ 実質収支比率の( )書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の( )書きは、減収補填債(特例分)、猶予特例債(令和2・3年度のみ発行可能)及び臨時財政対策債を分母から除いた率である。

#### ○実質収支比率

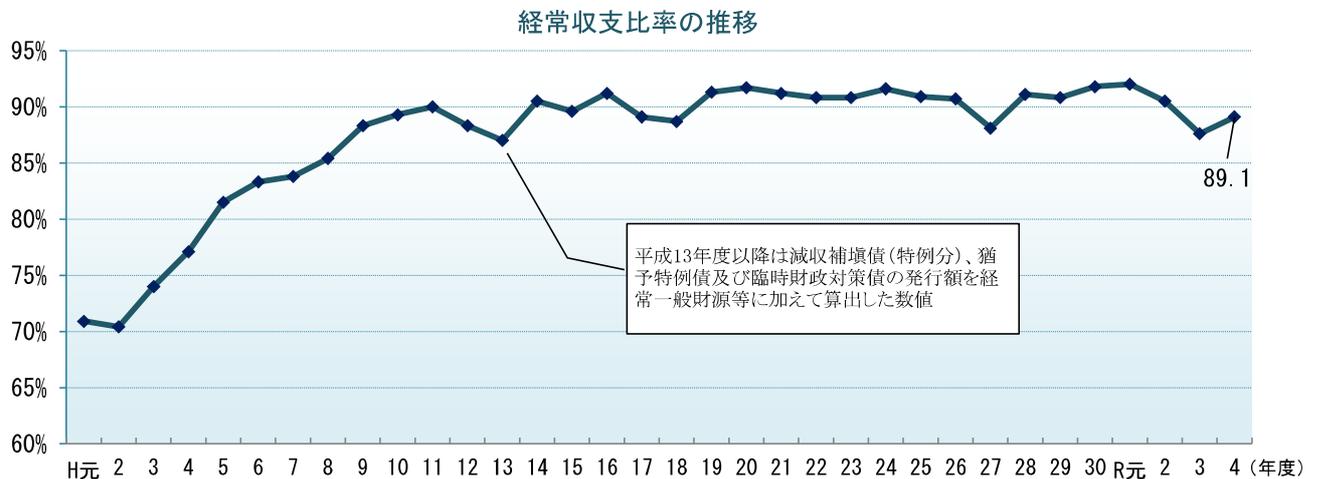
実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

#### ○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債(特例分)} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$



## 7 将来にわたる財政負担

### (1) 地方債現在高

- 臨時財政対策債の減少などにより、2.9%の減となった。

### (2) 債務負担行為翌年度以降支出予定額

- 公共施設の整備や運営管理等に係る支出予定額の増加などにより、7.2%の増となった。

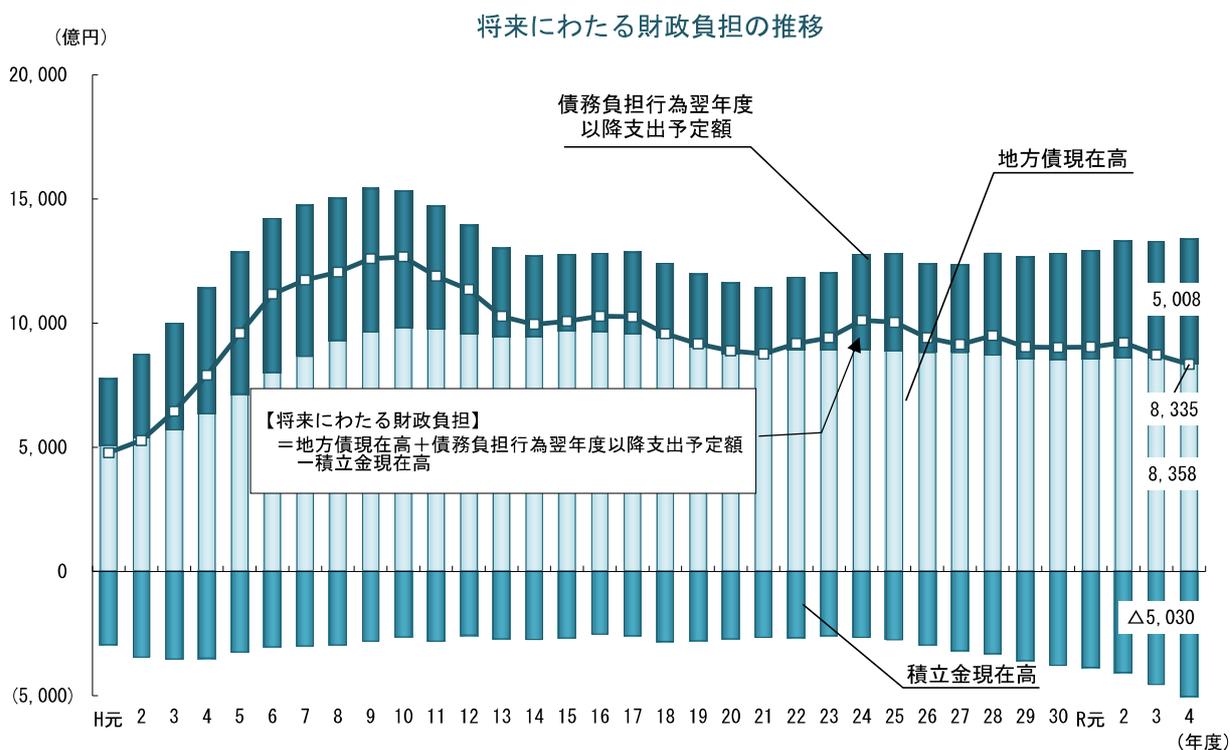
### (3) 積立金現在高

- 財政調整基金や減債基金、その他特定目的基金が増加となり、全体では、10.5%の増となった。

(表9) 将来にわたる財政負担の状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	835,754	860,415	△ 24,661	△ 2.9
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	500,830	467,350	33,479	7.2
積立金現在高 C	503,038	455,034	48,004	10.5
財政調整基金	163,921	148,341	15,580	10.5
減債基金	6,490	6,306	184	2.9
その他特定目的基金	332,626	300,386	32,240	10.7
将来にわたる財政負担 A+B-C	833,546	872,731	△ 39,185	△ 4.5
標準財政規模 D	914,701	905,944	8,757	1.0
(A+B-C) / D × 100	91.1	96.3		



(表10) 令和4年度各団体別決算収支

市町村名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B=C	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支 C-D=E	実質収支率 E/A	経常収支率 E/B	支比率 E/C	市町村名
八王子市	237,366,330	228,077,566	9,288,764	3,266,005	6,022,759	5.3	(5.5)	86.7	八王子市
立川市	99,822,037	93,380,930	6,441,107	1,248,800	5,192,307	11.9	(11.9)	82.2	立川市
武蔵野市	79,229,283	75,071,425	4,157,858	182,140	3,975,718	8.9	(8.9)	81.2	武蔵野市
三鷹市	78,340,533	76,031,947	2,308,586	112,893	2,195,693	5.2	(5.2)	89.5	三鷹市
青梅市	62,857,034	58,959,941	3,897,093	126,884	3,770,209	13.6	(13.9)	93.3	青梅市
府中市	132,911,238	129,780,300	3,130,938	173,365	2,957,573	5.1	(5.1)	82.9	府中市
昭島市	52,147,529	49,629,263	2,518,266	140,226	2,378,040	10.3	(10.3)	93.9	昭島市
調布市	108,278,178	102,320,016	5,958,162	1,581,282	4,376,880	8.4	(8.4)	90.7	調布市
町田市	184,675,921	173,875,066	10,800,855	2,954,545	7,846,310	9.4	(9.6)	91.2	町田市
小金井市	52,997,404	50,469,159	2,528,245	15,630	2,512,615	10.4	(10.4)	94.0	小金井市
小平市	89,827,411	84,456,794	5,370,617	311,845	5,058,772	13.5	(13.7)	85.2	小平市
日野市	78,547,253	75,527,997	3,019,256	300,238	2,719,018	7.4	(7.5)	90.9	日野市
東村山市	70,577,986	67,875,587	2,702,399	100,387	2,602,012	8.4	(8.6)	92.5	東村山市
国分寺市	57,156,236	54,213,942	2,942,294	316,794	2,625,500	10.2	(10.2)	94.2	国分寺市
国立市	36,013,772	35,217,903	795,869	10,655	785,214	4.7	(4.7)	99.1	国立市
福生市	30,132,275	28,414,749	1,717,526	80,064	1,637,462	13.4	(13.7)	84.6	福生市
狛江市	37,179,103	34,955,048	2,224,055	176,943	2,047,112	11.8	(12.1)	85.4	狛江市
東大和市	40,517,222	37,579,090	2,938,132	51,736	2,886,396	16.2	(16.7)	92.8	東大和市
清瀬市	37,555,643	35,177,224	2,378,419	37,779	2,340,640	14.5	(14.8)	92.0	清瀬市
東久留米市	51,081,080	49,953,258	1,127,822	452,213	675,609	2.8	(2.9)	92.3	東久留米市
武蔵村山市	32,334,490	31,459,490	875,000	41,563	833,437	5.7	(5.8)	92.6	武蔵村山市
多摩市	70,461,673	67,825,905	2,635,768	150,714	2,485,054	7.8	(7.8)	87.2	多摩市
稲城市	40,064,136	37,596,084	2,468,052	252,181	2,215,871	11.7	(11.8)	90.1	稲城市
羽村市	27,171,770	25,937,048	1,234,722	1,109	1,233,613	10.5	(10.6)	95.6	羽村市
あきる野市	36,722,380	35,422,973	1,299,407	12,717	1,286,690	7.4	(7.6)	97.1	あきる野市
西東京市	87,049,826	83,529,956	3,519,870	404,046	3,115,824	7.6	(7.7)	93.1	西東京市
瑞穂町	16,112,928	15,648,623	464,305	0	464,305	6.4	(6.4)	90.1	瑞穂町
日の出町	10,327,549	9,962,816	364,733	20,535	344,198	7.5	(7.7)	97.9	日の出町
檜原村	4,010,476	3,864,832	145,644	0	145,644	9.1	(9.2)	73.2	檜原村
奥多摩町	7,652,031	7,356,246	295,785	53,030	242,755	8.6	(8.7)	72.8	奥多摩町
大島町	8,544,537	8,395,796	148,741	58,538	90,203	2.4	(2.4)	94.4	大島町
利島村	1,717,255	1,604,785	112,470	19,351	93,119	20.2	(20.4)	84.8	利島村
新島村	4,389,251	4,100,254	288,997	8,679	280,318	14.2	(14.3)	79.0	新島村
神津島村	3,381,037	3,286,373	94,664	0	94,664	7.4	(7.5)	74.7	神津島村
三宅村	4,366,332	4,192,024	174,308	0	174,308	9.2	(9.3)	83.0	三宅村
御蔵島村	1,951,769	1,811,836	139,933	40,279	99,654	22.5	(22.7)	69.9	御蔵島村
八丈町	9,214,783	8,995,295	219,488	132,786	86,702	2.2	(2.2)	84.8	八丈町
青ヶ島村	1,176,899	1,044,110	132,789	14,091	118,698	40.4	(40.7)	96.9	青ヶ島村
小笠原村	5,349,311	5,076,010	273,301	66,544	206,757	9.5	(9.6)	73.9	小笠原村
市計	1,911,017,743	1,822,738,661	88,279,082	12,502,754	75,776,328	8.6	(8.7)	89.2	市計
西多摩計	38,102,984	36,832,517	1,270,467	73,565	1,196,902	7.4	(7.4)	87.9	西多摩計
島しょ計	40,091,174	38,506,483	1,584,691	340,268	1,244,423	7.7	(7.8)	83.6	島しょ計
町村計	78,194,158	75,339,000	2,855,158	413,833	2,441,325	7.5	(7.6)	85.8	町村計
市町村計	1,989,211,901	1,898,077,661	91,134,240	12,916,587	78,217,653	8.6	(8.7)	89.1	市町村計

(単位:千円、%)

令和5年9月28日に公表した速報値から  
変動はありません。

令和5年11月27日  
総務局

## 令和4年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等（62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の令和4年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙1をご覧ください。

### 1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙2を、市町村分は別紙3をご覧ください。

#### (1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

#### (2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

#### (3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体もありません。

#### (4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

### 2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙4をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は72です。

### 3 総 括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、原油・原材料価格・物価高騰等対策、少子化対策、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策、脱炭素化への対応など多岐に渡る財政需要の増大が想定され、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、一般会計等はもとより、地方公営企業、土地開発公社、第三セクター等の経営も含めた団体全体の財政状況を分析・把握し、引き続き、財政運営の一層の健全化に取り組んでいく必要があります。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、各指標は都区財政調整制度の数値等を用いて算出しています。

<問合せ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

## 【用語の定義】

## ○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} \quad (\text{3か年平均}) = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

## ○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

## ○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

## 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度
千代田区	—	—	—	—	-0.9	-0.6	—	—
中央区	—	—	—	—	0.6	0.0	—	—
港区	—	—	—	—	-2.0	-1.4	—	—
新宿区	—	—	—	—	-2.9	-3.2	—	—
文京区	—	—	—	—	-4.1	-4.4	—	—
台東区	—	—	—	—	-2.6	-2.7	—	—
墨田区	—	—	—	—	-1.0	-1.2	—	—
江東区	—	—	—	—	-3.3	-3.5	—	—
品川区	—	—	—	—	-4.2	-4.4	—	—
目黒区	—	—	—	—	-4.0	-4.0	—	—
大田区	—	—	—	—	-2.6	-2.6	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-3.0	-3.6	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.8	-3.8	—	—
中野区	—	—	—	—	-4.1	-4.0	—	—
杉並区	—	—	—	—	-5.0	-5.2	—	—
豊島区	—	—	—	—	-1.4	-1.5	—	—
北区	—	—	—	—	-2.5	-2.9	—	—
荒川区	—	—	—	—	-0.4	-1.4	—	—
板橋区	—	—	—	—	-4.1	-4.4	—	—
練馬区	—	—	—	—	-2.5	-2.5	—	—
足立区	—	—	—	—	-3.8	-3.8	—	—
葛飾区	—	—	—	—	-1.1	-1.8	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-5.6	-5.7	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-3.1	-3.3	—	—

【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。  
 2 平均値は加重平均である。

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度
八王子市	—	—	—	—	-0.4	-0.6	—	—
立川市	—	—	—	—	1.9	1.8	—	—
武蔵野市	—	—	—	—	-1.0	-1.1	—	—
三鷹市	—	—	—	—	1.0	0.8	—	—
青梅市	—	—	—	—	2.2	2.4	—	—
府中市	—	—	—	—	2.9	3.2	—	—
昭島市	—	—	—	—	0.3	0.4	—	—
調布市	—	—	—	—	1.1	0.7	3.9	8.2
町田市	—	—	—	—	1.0	0.9	—	—
小金井市	—	—	—	—	1.5	1.6	—	—
小平市	—	—	—	—	1.9	2.0	—	—
日野市	—	—	—	—	-2.4	-2.4	—	13.8
東村山市	—	—	—	—	2.6	2.4	—	—
国分寺市	—	—	—	—	0.2	-0.6	7.8	5.7
国立市	—	—	—	—	1.7	0.7	—	—
福生市	—	—	—	—	-2.8	-3.0	—	—
狛江市	—	—	—	—	1.1	1.4	—	—
東大和市	—	—	—	—	-0.8	-1.5	—	—
清瀬市	—	—	—	—	4.0	3.9	36.3	37.2
東久留米市	—	—	—	—	-0.1	-0.1	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	1.4	0.8	—	—
多摩市	—	—	—	—	3.0	2.9	—	—
稲城市	—	—	—	—	3.5	3.1	9.4	19.5
羽村市	—	—	—	—	0.3	0.6	—	0.3
あきる野市	—	—	—	—	4.9	6.0	22.1	33.1
西東京市	—	—	—	—	2.4	2.3	—	8.6
瑞穂町	—	—	—	—	0.8	0.6	—	—
日の出町	—	—	—	—	3.9	4.1	—	—
檜原村	—	—	—	—	-1.0	1.9	—	—
奥多摩町	—	—	—	—	7.3	7.3	—	—
大島町	—	—	—	—	12.1	11.8	95.2	95.5
利島村	—	—	—	—	6.5	6.4	—	—
新島村	—	—	—	—	6.5	6.1	—	—
神津島村	—	—	—	—	2.5	2.9	—	—
三宅村	—	—	—	—	7.4	6.2	—	—
御蔵島村	—	—	—	—	5.8	5.6	—	—
八丈町	—	—	—	—	11.3	12.0	—	—
青ヶ島村	—	—	—	—	-0.6	-0.9	—	—
小笠原村	—	—	—	—	3.3	4.1	—	—
市町村平均	—	—	—	—	1.2	1.1	—	—
市平均	—	—	—	—	1.1	0.9	—	—
町村平均	—	—	—	—	5.3	5.4	—	—

【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。  
2 平均値は加重平均である。

## 令和4年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率		団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		4年度	3年度			4年度	3年度
八王子市	下水道事業会計	—	—	西東京市	下水道事業会計	—	—
立川市	下水道事業	—	—	瑞穂町	瑞穂町下水道事業会計	—	—
武蔵野市	水道事業	—	—	日の出町	下水道事業特別会計	—	—
武蔵野市	下水道事業	—	—	檜原村	簡易水道特別会計	—	—
三鷹市	下水道事業会計	—	—	檜原村	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	病院事業会計	—	—	奥多摩町	病院事業会計	—	—
青梅市	モーターボート競走事業会計	—	—	奥多摩町	下水道事業特別会計	—	—
青梅市	下水道事業会計	—	—	大島町	水道事業	—	—
府中市	競走事業会計	—	—	大島町	公共浄化槽整備推進事業	—	—
府中市	下水道事業会計	—	—	利島村	簡易水道事業特別会計	—	—
昭島市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—	利島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
昭島市	水道事業会計	—	—	新島村	簡易水道事業会計	—	—
昭島市	下水道事業会計	—	—	新島村	下水道事業会計	—	—
調布市	下水道事業会計	—	—	神津島村	農業集落排水特別会計	—	—
町田市	町田市病院事業会計	—	—	神津島村	簡易水道特別会計	—	—
町田市	町田市下水道事業会計	—	—	三宅村	旅客自動車運送事業会計	—	—
小金井市	下水道事業会計	—	—	三宅村	簡易水道事業会計	—	—
小平市	小平市下水道事業会計	—	—	御蔵島村	簡易水道事業会計	—	—
日野市	下水道事業会計	—	—	御蔵島村	観光施設事業会計	—	—
日野市	市立病院事業会計	—	—	八丈町	水道事業会計	—	—
東村山市	下水道事業会計	—	—	八丈町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
国分寺市	下水道事業会計	—	—	八丈町	病院事業会計	—	—
国立市	下水道事業会計	—	—	八丈町	浄化槽設置管理事業会計	—	—
福生市	福生市下水道事業会計	—	—	青ヶ島村	簡易水道事業特別会計	—	—
狛江市	下水道事業会計	—	—	青ヶ島村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
東大和市	土地区画整理事業特別会計	—	—	小笠原村	簡易水道事業特別会計	—	—
東大和市	下水道事業会計	—	—	小笠原村	浄化槽事業特別会計	—	—
清瀬市	下水道事業会計	—	—	特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
東久留米市	下水道事業会計	—	—	阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	下水道事業会計	—	—	昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
武蔵村山市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—	福生病院企業団	福生病院企業団病院事業会計	—	—
多摩市	下水道事業会計	—	—	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—
稲城市	病院事業会計	—	—	東京都六市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
稲城市	下水道事業会計	—	—	東京都四市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市水道事業会計	—	—	東京都三市収益事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
羽村市	羽村市下水道事業会計	—	—				
あきる野市	下水道事業会計	—	—				

【備考】 資金不足額がない場合は、「—」と表記している。

### 3 主な用語の説明

本資料における主な用語については次のとおりである。

#### ○地方公共団体関係

- 1 **都市** 狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。令和4年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。
- 2 **一部事務組合** 都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

#### ○決算統計基本用語

- 1 **地方財政状況調査** 総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。
- 2 **普通会計** 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。
- 3 **地方公営事業会計** 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称
- 4 **決算額** 本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。
- 5 **形式収支** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額
- 6 **実質収支** 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額
- 7 **単年度収支** 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 8 **実質単年度収支** 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

#### ○歳入関係

- 1 **一般財源** 通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、自動車環境性能割交付金及び法人事業税交付金等を加算した額をいう。
- 2 **一般財源等** 一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。
- 3 **地方譲与税** 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。
- 4 **地方特例交付金** 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金をいう。
- 5 **地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

- 6 **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ \text{(測定単位 1 当たり費用)} & \text{(人口・面積等)} & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

- 7 **基準財政収入額** 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{(市町村の場合)} \quad \text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{ 分の } 75 + \text{地方譲与税等}$$

- 8 **国庫支出金** 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。
- 9 **都(道府県)支出金** 都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- 10 **財源対策債** 昭和 51 年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債
- 11 **減収補填債** 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第 5 条の特例として発行される特例分がある。
- 12 **減税補填債** 恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第 5 条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成 19 年度地方債計画において皆減となった。
- 13 **臨時財政対策債** 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。令和 2 年度から 4 年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。
- 14 **猶予特例債** 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税法の改正により、地方税の徴収猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について発行する地方債(令和 2・3 年度のみ発行可能)。

#### ○歳出関係

- 1 **目的別歳出** 行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。
- 2 **性質別歳出** 経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。
- 3 **義務的経費** 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
- 4 **投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

- 5 **補助事業** 地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業
- 6 **単独事業** 地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 7 **国直轄事業** 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

#### ○財政分析指標

- 1 **経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等(経常一般財源等)、減収補填債特例分、猶予特例債(令和2・3年度のみ発行可能)及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
- 2 **公債費負担比率** 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合
- 3 **実質収支比率** 実質収支の標準財政規模に対する割合
- 4 **財政力指数** 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近3か年度の平均値
- 5 **標準財政規模** 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

#### ○地方財政計画等

- 1 **地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。
- 2 **地方債計画** 地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画
- 3 **債務負担行為** 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。
- 4 **基金** 条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金(財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金)と定額運用基金(定額の資金を運用するための基金)とに分類することができる。
- 5 **財政調整基金** 積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの
- 6 **減債基金** 積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの
- 7 **特定目的基金** 積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金